

平成24年度  
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市

# 目 次

1	情報公開制度		
( 1 )	公文書公開等決定件数	1	
( 2 )	年度別公文書公開等決定件数	3	
( 3 )	公文書公開請求の処理状況	4	
2	個人情報保護制度		
( 1 )	各種請求に対する年度別決定件数	8	
( 2 )	各種請求の処理状況	10	
( 3 )	個人情報取扱事務の届出	11	
( 4 )	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	11	
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況		
( 1 )	概要	12	
( 2 )	審査会委員	12	
( 3 )	会議の開催回数	12	
( 4 )	開催内容等	12	
4	外郭団体の情報公開制度		
( 1 )	制定・施行団体	15	
( 2 )	処理状況	15	
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度		
( 1 )	情報公開制度	15	
( 2 )	個人情報保護制度	15	
( 3 )	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	15	
	《資料》		
( 資料 1 )	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 4 年度答申第 1 号	16
( 資料 2 )	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 4 年度答申第 2 号	35
( 資料 3 )	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 4 年度答申第 3 号	40
( 資料 4 )	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 4 年度答申第 4 号	46
( 資料 5 )	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 4 年度答申第 5 号	53
( 資料 6 )	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 4 年度答申第 1 号	61

# 1 情報公開制度

平成24年度は、62件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、各種工事の起工設計書に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

## (1) 公文書公開等決定件数

### ア 所管課別

(平成24年4月1日～平成25年3月31日受付分)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合計
	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
<b>【市長】</b>	11	48	2 (2)	-	-	61
総務部	2	2	1 (1)	-	-	5
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	1	2	1 (1)	-	-	4
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	1	-	-	-	-	1
職員課	-	-	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	-	-	-
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	-	1	-	-	-	1
企画課	-	-	-	-	-	-
地域政策課	-	1	-	-	-	1
情報政策課	-	-	-	-	-	-
市民自治推進課	-	-	-	-	-	-
市民生活部	-	2	-	-	-	2
市民相談課	-	-	-	-	-	-
市民課	-	1	-	-	-	1
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	-	1	-	-	-	1
収税課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	-	-	-	-	-	-
人権政策局	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	-	-	-	-	-
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
環境政策局	-	-	-	-	-	-
環境政策課	-	-	-	-	-	-
環境事業課	-	-	-	-	-	-
下水道部	5	-	-	-	-	5
業務課	4	-	-	-	-	4
計画整備課	1	-	-	-	-	1
施設課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	-	2	-	-	-	2
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	-	-	-	-	-	-
こども未来課	-	1	-	-	-	1
健康対策課	-	1	-	-	-	1

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
経済部	1	-	-	-	-	1
経済戦略課	1	-	-	-	-	1
商工課	-	-	-	-	-	-
観光課	-	-	-	-	-	-
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	-	-	-	-	-
建設部	3	3 9	1 (1)	-	-	4 3
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市計画課	-	1	-	-	-	1
土木課	-	-	-	-	-	-
維持管理課	-	-	-	-	-	-
建築住宅課	-	-	-	-	-	-
建築指導課	3	3 8	1 (1)	-	-	4 2
淀江支所	-	-	-	-	-	-
地域生活課	-	-	-	-	-	-
よどえまちづくり推進室	-	-	-	-	-	-
会計課	-	2	-	-	-	2
【教育委員会】	-	1	-	-	-	1
教育総務課	-	1	-	-	-	1
学校教育課	-	-	-	-	-	-
生涯学習課	-	-	-	-	-	-
文化課	-	-	-	-	-	-
体育課	-	-	-	-	-	-
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計	1 1	4 9	2 (2)	-	-	6 2

イ 請求者区分別 (平成24年4月1日～平成25年3月31日受付分)

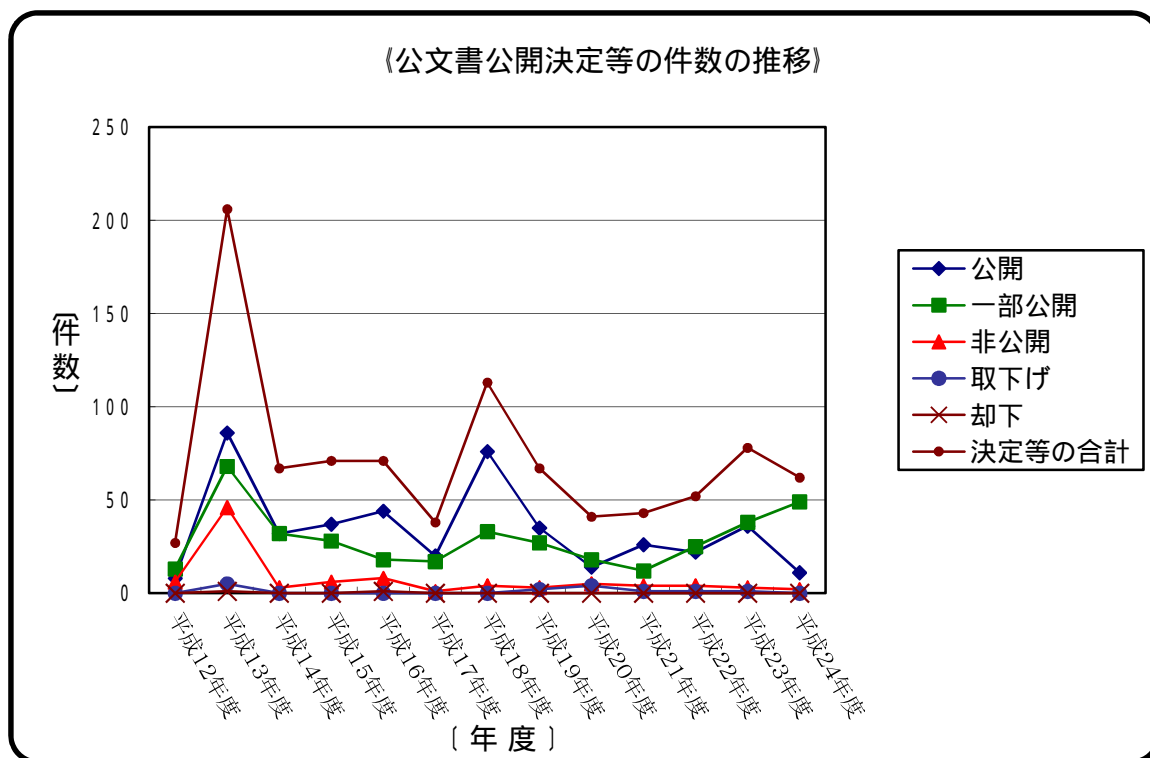
請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	1	1 7	1 (1)	-	-	1 9
	法 人	2	2 2	-	-	-	2 4
市 外	個 人	-	5	1 (1)	-	-	6
	法 人	8	5	-	-	-	1 3
合 計		1 1	4 9	2 (2)	-	-	6 2

一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがある場合、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

(平成24年4月1日～平成25年3月31日受付分)

区分 年度	決定等内訳					合計
	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 (44)	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52
平成23年度	36	38	3 (2)	1	-	78
平成24年度	11	49	2 (2)	-	-	62



## (3) 公文書公開請求の処理状況

(平成24年4月1日～平成25年3月31日受付分)

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
1	H24.4.4	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.11	個人情報 法人情報	
2	H24.4.6	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.12	個人情報 法人情報	
3	H24.4.12	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.17	個人情報	
4	H24.4.16	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.19	法人情報	
5	H24.4.20	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.24	個人情報 法人情報	
6	H24.4.20	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.24	個人情報 法人情報	
7	H24.4.23	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.4.26	個人情報 法人情報	
8	H24.4.25	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.5.2	個人情報 法人情報	
9	H24.4.26	法人 (市外)	計画整備課	大篠津皆生幹線その15工事に係る起工設計書(表紙、総括情報表、内訳書、工種明細書、施工単価表)	公開	H24.5.10		
10	H24.5.7	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.5.10	個人情報 法人情報	
11	H24.5.7	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.5.10	個人情報 法人情報	
12	H24.5.11	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.5.18	個人情報 法人情報	
13	H24.5.17	法人 (市内)	健康対策課	平成23年6月30日締結特定健康診査等業務委託契約書	一部公開	H24.5.24	法人情報	
14	H24.5.23	個人 (市内)	こども未来課	公立保育所民営化実施計画(第1次)に係る移管先法人募集に対して、社会福祉法人尚徳福祉会以外の法人が米子市に提出した申込書	一部公開	H24.6.1	個人情報 法人情報	
15	H24.5.25	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.6.1	法人情報	
16	H24.6.7	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.6.14	個人情報 法人情報	
17	H24.6.12	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.6.15	法人情報	
18	H24.6.15	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.6.20	個人情報 法人情報	
19	H24.6.26	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H24.7.3		
20	H24.6.26	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.7.3	個人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
21	H24.7.10	法人 (市外)	経済戦略課	次の工事に係る金入り設計書、内訳書、明細書 (1)二本木地区工場用地排水路整備事業強制排水施設機械設備工事 (2)二本木地区工場用地排水路整備事業強制排水施設電気設備工事	公開	H24.7.18		
22	H24.7.19	法人 (市外)	業務課	次の工事に係る起工設計書(表紙、総括情報表、本工事費内訳書、施工単価表) (1)大篠津皆生幹線その15工事 (2)大篠津皆生幹線その16工事	公開	H24.8.2		
23	H24.7.23	法人 (市外)	業務課	次の工事に係る起工設計書(表紙、総括情報表、本工事費内訳書、施工単価表) (1)大篠津皆生幹線その15工事 (2)大篠津皆生幹線その16工事	公開	H24.8.2		
24	H24.7.27	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.8.2	法人情報	
25	H24.8.10	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.8.21	個人情報	
26	H24.8.14	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.8.21	個人情報	
27	H24.8.17	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.8.21	個人情報	
28	H24.8.31	法人 (市内)	教育総務課	米子市が平成23年度に発注した尚徳中学校管理教室棟等大規模改修建築主体工事に係る次の文書 (1)入札の時に明示していた、又は落札後に確定した施行計画及びその他の当該工事の仕様又は内容を明らかにするもののうち、家具製品及びこれに類する製品に関するもの (2)米子市が当該工事の発注先事業者及びその下請業者並びにこれらの業者に対して資材又は製品を納入した業者から職務上取得した文書であって、当該工事に関する資材又は製品が関係事業者間で出荷され、又は受領されたことを確認することができるもののうち、家具製品及びこれに類する製品に関するもの	一部公開	H24.9.18	個人情報 法人情報	
29	H24.9.5	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.9.7	個人情報	
30	H24.9.7	個人 (市外)	固定資産税課	(1)在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免申請書 (2)在日本朝鮮人総聯合会の施設についての平成22年度固定資産税減免に係る起案文書 (3)固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税課税台帳兼名寄帳 (4)在日本朝鮮人総聯合会の施設についての平成18年度固定資産税減免に係る起案文書	一部公開	H24.10.1	個人情報 法人情報 法令秘	決定期限 延長

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
31	H24.9.19	法人 (市内)	総務管財課	平成24年度分の次の文書 (1)自動車損害共済委託申込承認細書 (2)建物総合損害共済委託申込承認細書 (3)全国市長会市民総合賠償保障保険加入証	公開	H24.9.28		
32	H24.10.2	個人 (市内)	総務管財課	市役所新庁舎、駐車場、第2庁舎の借地契約に係る現契約書及び平成24年度の借地料のわかる契約書	一部公開	H24.10.11	個人情報 法人情報	
33	H24.10.19	法人 (市内)	建築指導課	平成18年7月14日申請の道路位置指定申請書に添付された出来形図面	公開	H24.10.25		
34	H24.10.22	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.10.24	法人情報	
35	H24.10.25	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.10.30	個人情報 法人情報	
36	H24.11.5	個人 (市内)	都市計画課	屋外広告許可申請書の住所、申請者名、許可年月日の一覧	一部公開	H24.11.9	法人情報	
37	H24.11.5	個人 (市内)	総務管財課	地方自治法第242条「住民は」という総務省の昭和23年10月31日付けの通知	非公開	H24.11.20	文書不存在	
38	H24.11.6	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.11.12	個人情報 法人情報	
39	H24.11.8	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.11.14	個人情報	
40	H24.11.8	個人 (市内)	会計課	平成24年3月1日から同年11月7日までに支払った次の借地料の支出命令書 (1)憩いの道土地借地料 (2)ローズセントラルビル土地借地料 (3)米子市役所駐車場敷地土地借地料 (4)第2庁舎土地借地料 (5)市役所庁舎敷地土地借地料 (6)米子市クリーンセンター土地借地料 (7)湊山球場土地借地料	一部公開	H24.11.20	法人情報	
41	H24.11.9	個人 (市内)	地域政策課	平成20年12月25日締結の米子駅パリアフリー化事業に伴う覚書	一部公開	H24.11.20	法人情報	
42	H24.11.22	個人 (市内)	業務課	次の工事に係る金入工事設計書、工事費内訳書及び明細書 (1)平成24年5月29日入札施9中央ポンプ場1号汚水ポンプ用吐出弁補修工事 (2)平成24年11月20日入札施22淀江浄化センター 2汚水ポンプ補修工事	公開	H24.12.5		
43	H24.11.29	個人 (市内)	総務管財課	次の土地に係る不動産鑑定評価書 (1)新庁舎借地 (2)庁舎駐車場借地 (3)第2庁舎借地 (4)湊山球場借地 (5)憩いの道借地	一部公開	H24.12.6	個人情報 法人情報	
44	H24.12.17	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.12.27	法人情報	
45	H24.12.20	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24.12.27	法人情報	



No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
46	H25.1.25	個人 (市内)	市民課	平成21年4月から平成24年12月までに米子市で請求された 行政書士名 又は 行政書士名による戸籍謄本・住民票等職務上請求書	一部公開	H25.1.30	個人情報 法人情報	
47	H25.1.29	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.1.4	個人情報 法人情報	
48	H25.2.1	法人 (市内)	建築指導課	建築確認概要書	一部公開	H25.2.12	法人情報	
49	H25.2.4	法人 (市外)	建築指導課	建築確認概要書	一部公開	H25.2.12	法人情報	
50	H25.2.7	個人 (市内)	会計課	平成24年11月8日から平成25年2月6日までに支払った次の借地料の支出命 令書 (1)憩いの道土地借地料 (2)ローズセントラルビル土地借地料 (3)米子市役所駐車場敷地土地借地料 (4)第2庁舎土地借地料 (5)市役所庁舎敷地土地借地料 (6)米子市クリーンセンター土地借地料 (7)湊山球場土地借地料	一部公開	H25.2.19	個人情報 法人情報	
51	H25.2.20	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.2.25	個人情報 法人情報	
52	H25.2.22	法人 (市外)	業務課	大篠津皆生幹線その16工事に係る起工設計書(表紙、総括情報表、内訳 書、工種明細書、施工単価表)	公開	H25.3.4		
53	H25.2.27	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.3.1	個人情報 法人情報	
54	H25.2.28	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.3.4	法人情報	
55	H25.3.1	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.3.8	個人情報 法人情報	
56	H25.3.11	法人 (市外)	行政経営課	平成25年2月27日告示第34号 住居表示実施区域における街区の区域変更 について	公開	H25.3.15		
57	H25.3.13	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.3.21	個人情報 法人情報	
58	H25.3.21	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.3.25	法人情報	
59	H25.3.25	法人 (市外)	建築指導課	平成23年6月27日付け指定の道路位置指定申請書に添付された土地利用計 画図	公開	H25.3.28		
60	H25.3.27	個人 (市外)	建築指導課	(法人)に設置されているエレベーターのメーカー名及び型式番号が 記載されている可能性のある、当該エレベーターの確認申請書、完了検査 申請書	非公開	H25.4.17	文書不存在	決定期限 延長
61	H25.3.29	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.4.4	個人情報 法人情報	
62	H25.3.29	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.4.4	個人情報 法人情報	

## 2 個人情報保護制度

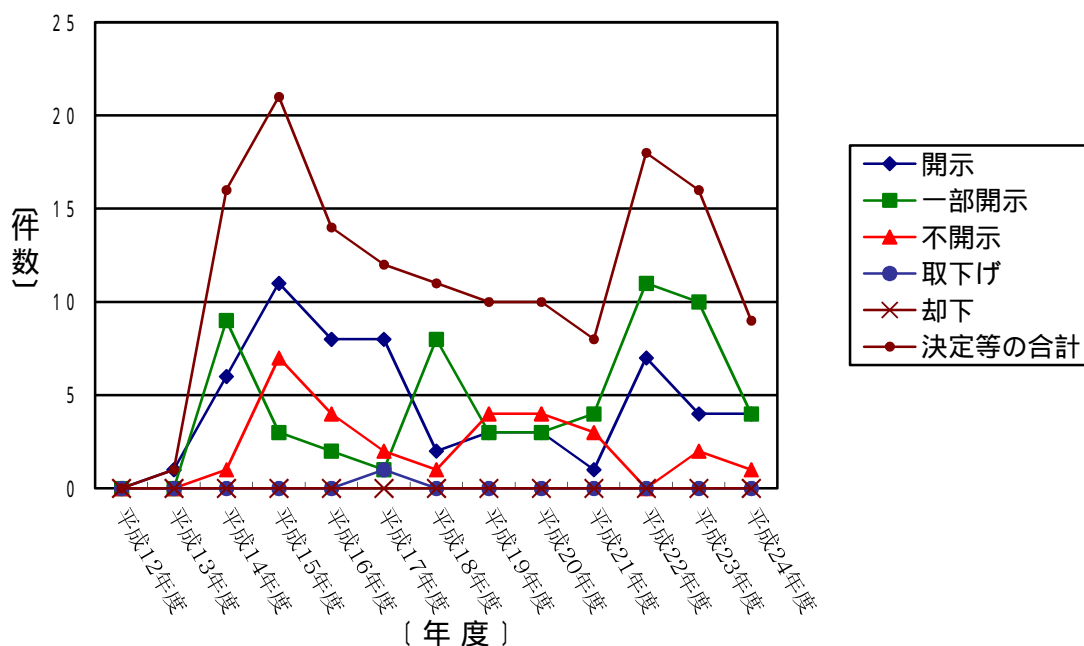
平成24年度は、9件の保有個人情報開示請求がありました。  
 主な請求内容は、住民票の写し等交付申請書、市民税課税資料等でした。  
 請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

### (1) 各種請求に対する年度別決定件数

#### ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18
平成23年度	4	10	2 (2)	-	-	16
平成24年度	4	4	1 (1)	-	-	9

(保有個人情報開示決定等の件数の推移)



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

( )内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

( 2 ) 各種請求の処理状況 ( 請求区分 : 開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止 )

( 平成 2 4 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 5 年 3 月 3 1 日受付分 )

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の 理由)
1	H24.4.5	開示	平成 24 年 4 月 2 日から同月 4 日までの 住民票の写し等交付申請書及び戸籍・ 身分証明書等交付申請書	市民 課	H24.4.16	不開示 (文書不存在)
2	H24.4.13	開示	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの住民票の写し等交付申請書	市民 課	H24.4.26	開示
3	H24.5.11	開示	(土地)についての裁判のプロセスと その結果がわかる文書及び図面等の添 付資料	総務 管財 課	H24.5.24	一部開示 (第三者の 個人情報、 法人情報)
4	H24.8.28	開示	平成 24 年 8 月 1 日から同月 28 日までの 印鑑登録証再交付申請書	市民 課	H24.9.3	開示
5	H24.10.5	開示	(所在地)の自宅の固定資産家屋評 価時に米子市が作成した見取図	固定 資産 税課	H24.10.16	開示
6	H24.11.1	開示	平成 24 年 10 月 24 日に申請された戸籍 謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民 課	H24.11.14	一部開示 (第三者の 個人情報、 法人情報)
7	H24.11.7	開示	平成 24 年 10 月 31 日に交付された請求 者の住民票の写しに係る交付請求書	市民 課	H24.11.9	一部開示 (第三者の 個人情報、 法人情報)
8	H24.11.19	開示	平成 24 年 10 月 31 日に交付された請求 者の住民票の写しに係る交付請求書	市民 課	H24.11.21	一部開示 (法人情報)
9	H25.1.10	開示	平成 15 年分の市民税課税資料	市民 税課	H25.1.16	開示

なお、上記のうち、市外からの請求はありませんでした。

### ( 3 ) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 829件

### ( 4 ) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（141件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（49件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（37件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（40件）

個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

### 3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

#### (1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

#### (2) 審査会委員

役 職	氏 名	職 名 等
会 長 ( ~ H24.9.30 )	中 村 英 樹	大学准教授 H24.9.30 退任
会 長 ( H24.12.28 ~ )	網 崎 孝 志	大学教授
	相 澤 直 子	大学准教授 H24.11.5 就任
	清 水 久 代	家庭裁判所調停委員
	中 尾 慶治郎	元 小学校校長
	林 一 蔵	弁護士

( 会長を除きアイウエオ順 )

#### (3) 会議の開催回数

7回

#### (4) 開催内容等

米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例に基づく実施機関の次の諮問について、調査審議を行いました。

- ア 公文書の一部公開決定に対する異議申立てに関する事項
- イ 保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てに関する事項
- ウ 個人情報の本人以外の者からの収集に関する事項
- エ センシティブな個人情報の収集に関する事項
- オ 個人情報の実施機関以外の者への提供に関する事項

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所 管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
(H23) 5	H23. 10.17	次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて 第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録又はICデータ 第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の当日委員会で配られた資料 第1次公立保育所民営化実施計画に係る移管先法人募集に対して法人が米子市に提出した申込書	こ ど も 未 来 課	H24.4.12 一部認容 (資料1 参照)	審査会の答申を尊重し、非公開とした部分のうち一部を公開し他の部分は異議申立てを棄却した。
(H23) 6	H23. 11.18	次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて 第4回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の当日委員会で配られた資料	こ ど も 未 来 課	H24.8.1 棄却 (資料4 参照)	審査会の答申を尊重し、異議申立てを棄却した。
(H23) 7	H23. 12.1	次の保有個人情報開示請求に対し、一部を不開示とした処分を取り消し、開示を求める異議申立てについて 平成11年12月16日に（個人）が福祉課に提出した申立書4枚	福 祉 課	H24.6.26 棄却 (資料3 参照)	審査会の答申を尊重し、異議申立てを棄却した。
1	H24. 4.26	不法投棄監視カメラによる画像の記録収集の可否について	環 境 事 業 課	H24.6.22 本人以外 収集可 (資料2 参照)	審査会の答申を尊重し、本件本人以外収集を実施する。

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所 管 課	審 査 会 答 申 内 容	実 施 機 関 決 定 内 容
2	H24. 12.11	<p>次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて</p> <p>在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免申請書及び添付資料</p> <p>平成22年6月14日起案文書「在日朝鮮人総聯合会および在日大韓国民団に係る固定資産税課税の減免について」</p> <p>固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税課税台帳兼名寄帳</p> <p>平成18年9月12日起案文書「在日本朝鮮人総聯合会に係る固定資産税課税の減免について」</p>	固 定 資 産 税 課	( 審 議 中 )	-
3	H24. 12.25	「学校・警察連絡制度」に係る個人情報収集及び保有個人情報の外部提供の可否について	学 校 教 育 課	H25.3.26 本人以外収集及びセンシティブ情報収集並びに外部提供可 (資料5参照)	審査会の答申を尊重し、本件本人以外収集及び本件センシティブ情報収集並びに本件外部提供を実施する。
4	H25. 1.24	浄化槽管理者の個人情報を浄化槽の水質検査を行う鳥取県の指定検査機関に対し外部提供をすることの可否について	環 境 政 策 課	( 審 議 中 )	-



#### 4 外郭団体の情報公開制度

(1) 制定・施行団体 9 団体

ア 米子市が資本金（出資金）を 1 / 2 以上出資（出捐）している法人

社会福祉法人米子福祉会

米子市土地開発公社

一般財団法人米子市開発公社

一般財団法人米子市生活環境公社

一般財団法人米子市文化財団

イ ア以外の法人

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

一般財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

(2) 処理状況

米子市土地開発公社 公開請求 1 件

( 決定区分：一部公開 非公開の理由：個人情報 )

その他の団体では、公開請求等はありませんでした。

#### 5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

ア 会議の開催回数 2 回

イ 開催内容等

米子市日吉津村中学校組合個人情報保護条例に基づく実施機関の次の諮問について、調査審議を行いました。

No	諮問受付 年月日	趣 旨	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H24. 12.25	「学校・警察連絡制度」に係る個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供の可否について	H25.3.26 本人以外収集及び センシティブ情報収集 並びに外部提供可 (資料6参照)	審査会の答申を尊重し、 本件本人以外収集及び 本件センシティブ情報 収集並びに本件外部提 供を実施する。

# 《 資 料 》

## 答 申

### 【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

#### 1 審査会の結論

平成23年8月8日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定処分(発米こ第366号。以下「本件処分」という。)に対し、異議申立人(以下「申立人」という。)が2011年9月30日付けで行った、本件処分の一部の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)について、次のとおり判断する。

第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会(以下「第2回選考委員会」という。)の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分及び「2 経営等及び事業計画(150点満点)」の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分は公開すべきであるが、その他の部分については、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

ただし、以下の部分について、これを公開しない理由が消滅する時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当である。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中、次の各欄の記載内容

(ア)「1 財務状況に関する事項」の「 / 」欄及び「得点」欄

(イ)「2 職員体制に関する事項」の「配置」欄、「得点」欄、「配置」欄及び「 / 」欄

(ウ)「文書指摘(保育)」の「指摘」欄及び「得点」欄

(エ)「文書指摘(事務)」の「指摘」欄及び「得点」欄

(オ)「文書指摘(改善状況)」の「改善の有無」欄及び「得点」欄

(カ)「小計」欄

(キ)「合計」欄

イ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等1 - 運営資金(現金・普通預金)」の表中、次の各欄の記載内容

- (ア)「 / 」欄
- (イ)「得点」欄
- ウ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等 3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中、次の各欄の記載内容
  - (ア)「文書指摘 保育」欄
  - (イ)「文書指摘 事務」欄
  - (ウ)「米子福祉会 平均」欄の下欄
- エ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の次の各表中、各法人の状況がわかる各欄の記載内容
  - (ア)「経営及び事業計画 2 - 定員」の表
  - (イ)「経営及び事業計画 2 - 開所時間」の表
  - (ウ)「経営及び事業計画 2 - 保険制度への加入」の表
  - (エ)「経営及び事業計画 3 - 保育の質の向上」の表
  - (オ)「経営及び事業計画 4 職員体制に関する事項」の表
  - (カ)「経営及び事業計画 実施要領、マニュアル等」の表
- オ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「2 経営等及び事業計画 (150点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容
- カ 移管申込み法人が米子市に提出した申込書(以下「移管申込書」という。)の中の様式1、様式2、様式3及び様式4の書類の各項目並びに目次及び各文書の中仕切りとして作成されたものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容
- キ 移管申込書の中の保育所事業計画書の内容に関する実施要領、マニュアル等(避難計画書、感染症予防・食中毒防止マニュアルなど)(以下「マニュアル等」という。)のうち、次の部分を除く部分
  - (ア)個人の氏名
  - (イ)社会福祉法人尚徳福祉会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表紙及び表題以外の部分
  - (ウ)社会福祉法人米子福祉会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表題以外の部分
- ク 移管申込書の中の平成20年度から平成22年度までの鳥取県保育所指導監査結果指摘事項通知及び指摘事項に対する回答書の写し(経営する全保育所分)のうち、第2回選考委員会の当日配布資料の「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中の「口頭指摘(保育)」の「指摘」欄、「口頭指摘(事務)」の「指摘」欄若しくは「口頭指摘(改善状況)」の「改善の有無」欄又は「既存保育所の運営状況等

3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中の「口頭指摘 保育」欄若しくは「口頭指摘 事務」欄の記載内容に係る部分を除く部分  
ケ 移管申込書の中の引継ぎ保育実施計画書

## 2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

### 本件公文書公開請求

申立人は、平成23年7月22日、米子市長に対し、次の公文書の閲覧・視聴及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

- ア 第2回選考委員会の議事録又はＩＣデータ
- イ 第2回選考委員会の当日委員会で配られた資料
- ウ 公立保育所民営化実施計画(第1次)に係る移管先法人募集に対して法人が米子市に提出した申込書

### 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成23年8月8日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

#### 〔公開する公文書〕

- ア 第2回選考委員会の当日配布資料
- イ 移管申込書のうち次の文書
  - (ア) 米子市立保育所移管申込書
  - (イ) 登記事項証明書
  - (ウ) 定款の写し
  - (エ) 法人代表者の経歴書
  - (オ) 給食だより、給食献立表(直近のもの)
  - (カ) 目次及び各文書の中仕切りとして作成されたもの
  - (キ) 様式1、様式2、様式3及び様式4の書類

#### 〔公開しないと決定した部分〕

- ア 第2回選考委員会の議事録又はＩＣデータ
- イ 第2回選考委員会の当日配布資料のうち次の部分
  - (ア) 資料1ページ及び2ページの表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容(評価のポイント)の記述部分
  - (イ) 同表中、各法人欄の各「区分」欄(ただし、「国基準」欄を除く。 )、「小計」欄及び「合計」欄の記載内容

- (ウ) 資料3ページから資料13ページ(ただし、資料6ページを除く。)のすべての表中、各法人の状況がわかる各欄の記載内容
- (エ) 「2 経営等及び事業計画(150点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容及び印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分

ウ 移管申込書のうち、法人の印影の一部及び次のもの

- (ア) 法人代表者の経歴書中、氏名、住所、著作及び当該法人の代表者就任に係る記述を除く記載内容
- (イ) 貸借対照表(平成22年度分)の写し
- (ウ) 預金残高証明書(平成23年3月31日現在)
- (エ) 様式1、様式2、様式3及び様式4の書類の各項目並びに目次及び各文書の中仕切りとして作成されたものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容
- (オ) 保育所事業計画書の内容に関する実施要領、マニュアル等(避難計画書、感染症予防・食中毒防止マニュアルなど)
- (カ) 平成20年度から平成22年度までの鳥取県保育所指導監査結果指摘事項通知及び指摘事項に対する回答書の写し(経営する全保育所分)
- (キ) 引継ぎ保育実施計画書

〔一部を公開しない理由〕

ア 〔公開しないと決定した部分〕のうちアに関しては、不存在のためである。

第2回選考委員会は、移管申込み法人から提出のあった申込書の内容のうち、選考基準の「2 経営等及び事業計画」について、評価票による採点方法の確認並びに各委員による事前評価を主とするものであり、いわゆる事務作業的なものであることから、議事録を作成する趣旨のものではないため、ICデータによる録音も行わず、議事録も作成していない。

イ 〔公開しないと決定した部分〕のうちイ及びウ(ただし、ウ(ア)を除く。)に関して、これらは、選考基準の各評価項目の評価のポイント又は各移管申込み法人から提出のあった申込書のうち、選考基準の各評価項目に該当する現状や計画が示されたものである。これを公開しない理由としては次のとおりである。

- (ア) 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以前の場合、これを公にすることにより、移管申込みをした法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与えることが考えられ、適正・公

正な審査・選考に支障をきたすと認められるため。

(イ) 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以後の場合にあっても、これを公にすることにより、今後の民営化実施計画に係る移管申込みを行おうとする法人の申込み内容に影響を与えることが考えられ、適正・公正な審査・選考に支障をきたすと認められるため。

以上のとおり、法人の競争上の正当な利益を害するおそれがあるとともに、市が行う法人の選考決定の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。(米子市情報公開条例(以下「条例」という。))第7条第2号ア並びに同条第7号ア又はカに該当)

ウ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(イ)、ウ(ウ)並びにイのうち法人の財務状況に関する事項、運営資金及び財務分析は、法人の経理に関する情報であるため。(条例第7条第2号アに該当)

エ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(ア)に関して、法人代表者に関する情報については、当該法人の登記簿に記録されているもの(氏名、住所等)は条例第7条第1号ただし書アに該当するため公開するが、それ以外は同条第1号本文(個人に関する情報)に該当するため。

〔一部を公開しない理由が消滅する時期〕

ア〔公開しないと決定した部分〕のうちアについては、文書が存在しないため、なし。

イ〔公開しないと決定した部分〕のうちイ及びウ(ただし、ウ(ア)、ウ(イ)及びウ(ウ)を除く。)については、〔一部を公開しない理由〕イ(イ)のとおりであり、法人選考の最終回となる時期は不確定であり、公開しない理由が消滅する時期も確定できないため、なし。

ウ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(イ)、ウ(ウ)並びにイのうち法人の財務状況に関する事項、運営資金及び財務分析については、法人の経理に関する情報であるため、なし。

エ〔公開しないと決定した部分〕のうちウ(ア)については、個人に関する情報であるため、なし。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、2011年9月30日付けで本件処分の一部の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、平成23年9月30日付けでこれを受け付けた。

### 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分に関し、一部公開しないこととされた部分のうち次の部分を除き公開するとの決定を求める。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料のうち、「既存保育所の運営状況等 1 - 運営資金（現金・普通預金）」の表中、「預金残高」欄の記載内容のうち金融機関ごとの内訳

イ 移管申込書のうち、法人の印影、法人代表者の経歴書中の氏名、住所、著作及び当該法人の代表者就任に係る記述を除く記載内容、貸借対照表（平成22年度分）の写し並びに預金残高証明書（平成23年3月31日現在）

#### 4 申立人の主張の要旨

一部を公開しない理由について

第2回選考委員会の当日配布資料のうち、選考基準については、非公開とする理由がない。

移管申込み法人に係る情報の中で、預金残高のうち金融機関ごとの内訳、貸借対照表、預金残高証明書までは公開を求めないが、それ以外の部分は公開されるべきである。移管申込み法人が、市民の貴重な財産である保育所の譲渡を受けることを目的として移管申込みをした以上、市は説明責任の観点から、当該法人に係る情報は、特段選考に必要なでない情報を除き、市民に対し明らかにすべきであると考えます。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

実施機関は、公立保育所民営化実施計画における法人選考の最終回となる時期は不確定であり、公開しない理由が消滅する時期も確定できないため、一部を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としている。しかし、公立保育所民営化の第2次計画以降は確定していないため、第1次計画の移管先法人が決定した時点で公開すべきである。

議事録及びICデータの不存在について

第2回選考委員会が開催される前に、申立人が実施機関に対し第2回選考委員会に係る詳細な議事録の作成及びICデータによる録音を要望したにもかかわらず、実施機関がそれを行っていないことには納得できない。

#### 5 実施機関の主張の要旨



一部を公開しない理由について

第2回選考委員会の当日配布資料のうち選考基準及び当該選考基準の各評価項目に該当する移管申込み法人の現状や計画が示された部分を公開しない理由は、次のとおりである。

ア 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以前の場合、これを公にすることにより、移管申込みをした法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与えることが考えられ、市が行う法人選考決定の適正な遂行に著しい支障をきたすと認められるため。

イ 本件処分に係る公開の実施時期が法人によるプレゼンテーションの時期以後の場合にあっても、選考基準の各評価項目に該当する現状や計画が公開されることにより、後の選考結果と照らせば各評価項目についてどのような現状や計画が高評価となり得るのが分かることとなるため、今後の民营化実施計画に係る移管申込みを行おうとする法人の申込み内容に影響を与えることが考えられ、今後の法人選考に際して適正・公正な審査・選考に支障をきたすと認められるため。

また、移管申込み法人に係る情報のうち、財務に関する事項、運営資金及び財務分析に係るものについては、法人の経理に関する情報であることから、金融機関ごとの預金残高とそれ以外という区別無く非公開としたものであり、市民に対する説明責任の観点で区別するものではないと考える。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

申立人の主張は、公立保育所民营化の第2次計画以降は未確定であるから、第1次計画の法人選考が最終回ではないかとの趣旨であると思われるが、実施機関においては第2次計画以降の法人選考も想定している。公立保育所民营化実施計画における最終回の法人選考が終われば、一部を公開しない理由は消滅すると考えているが、現時点でその時期を確定することはできないし、申立人が主張するように第1次計画の移管先法人が決定した時点で公開することはできない。

議事録及びICデータの不存在について

第2回選考委員会は、移管申込み法人から提出のあった申込書の内容のうち、選考基準の「2 経営等及び事業計画」について、評価票による採点方法の確認並びに各委員による事前評価を主とするものであり、いわゆる事務作業的なものであることから、議事録を作成する趣旨のものではなかったため、ICデータによる録音も行わず、議事録も作成していない。

なお、ＩＣデータによる録音は、市民からの要望の有無に関わらず議事録作成のための一時的なメモ代わりとして必要に応じて行うものである。

## 6 当審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成23年10月17日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

### 争点の整理

本件異議申立てに係る公文書は、第2回選考委員会の当日配布資料と移管申込書に大別される。これらは、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を選考し決定する過程において実施機関が作成又は取得した文書である。移管申込書は、公立保育所民営化に係る移管先法人の募集に応じて法人から提出された書類であり、第2回選考委員会の当日配布資料は、当該移管申込書の内容を踏まえて実施機関が作成した評価結果及び評価資料を含む会議資料である。

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、上記の公文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。したがって、当審査会では、当該公文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施した上で検証し、本件処分のうち申立人がその一部を取り消して公開を求めている部分（以下「非公開部分」という。）について、次の2点を争点として個別に検討し審査を行った。

本件処分が行われたのが、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人の選考における法人によるプレゼンテーションの時期の前であったことを踏まえ、その時点で、非公開部分が条例第7条第2号ア又は同条第7号ア若しくはカに該当していたかどうか。

で該当していたとした場合には、実施機関が一部を公開しない理由が消滅する時期（以下「理由消滅時期」という。）を「なし」としたことが妥当かどうか。

なお、申立人は、異議申立書において、本件処分により第2回選考委員会の議事録及びＩＣデータが存在しないことを理由に非公開とされたことについて疑義を述べている。しかし、申立人の口頭意見陳述及び反論書によれば、その趣旨は、事前に申立人が第2回選考委員会に係る議

事録の作成及びＩＣデータによる録音を要望したにも関わらず、実施機関がそれを行わなかったことに関する不満であって、本件処分に対する疑義とは認められなかった。よって、これについて、当審査会では審査の対象としていない。

#### 条例第 7 条第 7 号ア該当性について

条例第 7 条第 7 号アに該当する非公開情報とは、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの」であり、米子市情報公開条例公開・非公開判断基準においては、「実施前の試験問題・採点基準」、「過去の試験問題等に関する情報で将来の試験の出題傾向が推定されるもの」等が例示されている。

実施機関が条例第 7 条第 7 号アに該当すると主張する非公開部分は次のとおりである。

ア 第 2 回選考委員会の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等（70 点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分及び「2 経営等及び事業計画（150 点満点）」の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分

イ 第 2 回選考委員会の当日配布資料の中の「2 経営等及び事業計画（150 点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容

これら非公開部分は、公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準のうち、移管先法人に要求する具体的な事項及び公立保育所の移管先として申込みをした法人についての評価を点数化するためのポイントである。当審査会は、これら非公開部分と同様の性質を持つ情報の公開・非公開の適否について、平成 23 年 1 月 17 日付け平成 23 年度答申第 3 号（以下「答申第 3 号」という。）において判断しており、現時点で答申第 3 号の判断の趣旨を変更すべき事情の変化は認められない。よって、これら非公開部分についても、次のとおりそれと同様の判断をするものである。

アに関しては、答申第 3 号において、「『1 既存保育所の運営状況等（75 点満点）』の表中、『要求事項及び評価のポイント』欄の各配点に該当する内容の記述部分」及び「『2 経営等及び事業計画（145 点満点）』の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分」について、条例第 7 条第 7 号アに該当しないため公開すべきであると判断している。したがって、アについては、公開すべきである。

イに関しては、答申第3号において、「『2 経営等及び事業計画（145点満点）』の表中、『要求事項及び評価のポイント』欄の記載内容」について、条例第7条第7号アに該当するため実施機関が非公開とした処分は妥当であると判断した上で、これについての理由消滅時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当であると判断している。したがって、イについては、条例第7条第7号アに該当するため実施機関が非公開とした処分は妥当であるが、当該非公開理由に係る理由消滅時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当である。

なお、ア及びイについて、実施機関は条例第7条第2号アにも該当すると主張する。条例第7条第2号アに該当する非公開情報とは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。しかし、ア及びイは実施機関において作成された公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準であり、法人等に関する情報とは言えないため、当審査会では条例第7条第2号アに該当しないと判断する。

#### 条例第7条第7号カ該当性について

条例第7条第7号カに該当する非公開情報とは、「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより」、「当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」であり、米子市情報公開条例公開・非公開判断基準においては、「事務事業の実施基準、実施の経過等に関する情報であって、公開することにより、以後の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じると認められるもの」等が例示されている。

実施機関が条例第7条第7号カに該当すると主張する非公開部分は次のとおりである。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「1 既存保育所の運営状況等（70点満点）」の表中、次の各欄の記載内容

（ア）「1 財務状況に関する事項」の「運営費」欄、「預金残高」欄、「 / 」欄及び「得点」欄

（イ）「2 職員体制に関する事項」の「配置」欄、「得点」欄、「配置」欄及び「 / 」欄

（ウ）「文書指摘（保育）」の「指摘」欄及び「得点」欄

（エ）「文書指摘（事務）」の「指摘」欄及び「得点」欄

- (オ) 「 文書指摘(改善状況) 」の「改善の有無」欄及び「得点」欄
- (カ) 「 口頭指摘(保育) 」の「指摘」欄及び「得点」欄
- (キ) 「 口頭指摘(事務) 」の「指摘」欄及び「得点」欄
- (ク) 「 口頭指摘(改善状況) 」の「改善の有無」欄及び「得点」欄
- (ケ) 「小計」欄
- (コ) 「合計」欄
- イ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等  
1 - 運営資金(現金・普通預金)」の表中、次の各欄の記載内容
  - (ア) 「計」欄、「預金」欄、「積立金」欄、「計」欄、「支弁費」欄、「事業費補助金」欄及び「計」欄
  - (イ) 「 / 」欄及び「得点」欄
- ウ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「貸借対照表による財務分析」の表中、次の部分
  - (ア) 「流動資産」欄、「固定資産」欄、「流動負債」欄、「固定負債」欄及び「純資産」欄の記載内容
  - (イ) 流動比率、固定長期適合率並びに純資産比率
- エ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等  
3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項(平成20年度~平成22年度)」の表中、次の各欄の記載内容
  - (ア) 「文書指摘 保育」欄及び「文書指摘 事務」欄
  - (イ) 「口頭指摘 保育」欄及び「口頭指摘 事務」欄
  - (ウ) 「米子福社会 平均」欄の下欄
- オ 第2回選考委員会の当日配布資料の中の次の各表中、各法人の状況がわかる各欄の記載内容
  - (ア) 「経営及び事業計画 2 - 定員」の表
  - (イ) 「経営及び事業計画 2 - 開所時間」の表
  - (ウ) 「経営及び事業計画 2 - 保険制度への加入」の表
  - (エ) 「経営及び事業計画 3 - 保育の質の向上」の表
  - (オ) 「経営及び事業計画 4 職員体制に関する事項」の表
  - (カ) 「経営及び事業計画 実施要領、マニュアル等」の表
- カ 移管申込書の中の様式1、様式2、様式3及び様式4の書類の各項目並びに目次及び各文書の中仕切りとして作成されたものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容
- キ 移管申込書の中のマニュアル等
- ク 移管申込書の中の平成20年度から平成22年度までの鳥取県保育所指導監査結果指摘事項通知及び指摘事項に対する回答書の写し(経営する全保育所分)

## ケ 移管申込書の中の引継ぎ保育実施計画書

カからケまでは、公立保育所民営化に係る移管先法人の募集に応じて法人から提出された書類の中の情報であり、アからオまでは、当該書類に記載された内容を踏まえて実施機関が作成した各法人に係る評価結果及び評価資料の中の情報である。これら非公開部分は、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を選考し決定するという事務の過程において実施機関が作成又は取得した情報である。そこで、本件処分時において、これら非公開部分を公開することにより、当該事務の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるかどうかについて検討した。

当該事務の目的は、移管先法人となる者としての適性を審査した上で、公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を選考し決定することである。当該選考は米子市公立保育所移管先法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行われ、その選考結果を踏まえて、米子市が移管先法人を決定することとされている。本件処分時は、選考委員会の選考の途中であり、かつ、当該選考における法人によるプレゼンテーションの時期の前であった。したがって、この時点でこれら非公開部分を公開すれば、法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与え、公平・公正に移管先法人となる者の適性を審査することが困難になることが考えられる。さらに、ア及びイについては、選考の途中経過における法人ごとの得点が記載された情報が含まれており、最終的にはこれに選考委員会による評価が加えられ移管先法人が選考されることとなるものの、この時点でこれを公開すれば、当該選考の過程又は結果に係る様々な憶測がなされるなどの混乱を招き、それにより円滑な移管先法人の選考・決定に支障を及ぼすことも懸念される。よって、これら非公開部分について、実施機関が条例第7条第7号カに該当するため非公開とした処分は妥当である。

これら非公開部分に係る理由消滅時期について、実施機関は、公立保育所民営化実施計画における最終回の法人選考が終わるまでは条例第7条第7号カに該当するのであって、現時点でその時期は確定できないため、理由消滅時期を「なし」としたと主張する。しかしながら、これら非公開部分はあくまで公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人の募集に応じて法人から提出された書類の中の情報、又は、当該書類に記載された内容を踏まえて実施機関が作成した各法人に係る評価結果及び評価資料の中の情報である。したがって、仮に公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された後にこれら非公開部分が公開され、第2次計画以降に係る移管先法人の募集に応じようとする法人の申込み内容に影響を与えるとしても、その影響は、移管先法人となる者としての適性を

審査することが困難になり、第2次計画以降における移管先法人の選考・決定の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすほど甚大であるとは認めがたい。よって、これら非公開部分について、条例第7条第7号カ該当性が失われるのは、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された時点と考えるのが適当である。

ただし、実施機関はこれら非公開部分すべてについて、条例第7条第2号アにも該当すると主張している。条例第7条第2号ア該当性については、次の で述べるが、仮に条例第7条第2号ア該当性が当該時点以降にも認められれば、必ずしもこれら非公開部分についての理由消滅時期を当該時点とするのが適当であると判断されるとは限らないこととなる。

#### 条例第7条第2号ア該当性について

条例第7条第2号アに該当する非公開情報とは、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等(中略)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。

実施機関が条例第7条第2号アに該当すると主張する非公開部分は、前述した 及び に掲げたものすべてである。このうち に掲げたものについては、当審査会ではこれに該当しないと判断する旨をすでに述べた。したがって、以下 に掲げたものについて述べる。

#### ア ア(ア)のうちの「運営費」欄、「預金残高」欄の記載内容

これら非公開部分については、法人の財務状況に関する具体的な情報であり、公にすることにより、法人の事業活動に係る正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

これら非公開部分が条例第7条第2号アに該当しなくなる場合としては、当該法人の事業活動が終了したとき等の場合が考えられるが、将来このような場合が確実に生じるとは言えないため、理由消滅時期を明示することはできない。よって、これら非公開部分について、実施機関が理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

#### イ ア(ア)のうちの「 / 」欄及び「得点」欄並びに同(イ)、同(ケ)及び同(コ)の各欄の記載内容

(ア)のうちの「 / 」欄については、法人の年間保育所運営経費相当額に比して預金残高がどれくらいであることを示した比率が記載されている。(ア)のうちの「得点」欄、(イ)のうちの「得点」欄、(ケ)及び(コ)の各欄については、法人が各項目について獲得した点数が記載されている。(イ)のうちの「配置」欄、「配置」欄及び「 / 」欄については、それぞれ既存保育所の職員の人数又は国の職員配置基準

に比して当該既存保育所の職員の人数がどれくらいであることを示した比率が記載されている。これら非公開部分はすべて法人又は法人が経営する保育所の状況に係る情報であるが、公にすることにより、法人の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号アに該当しない。

ウ ア(ウ)、同(エ)及び同(オ)の各欄の記載内容

(ウ)のうちの「指摘」欄、(エ)のうちの「指摘」欄及び(オ)のうちの「改善の有無」欄の記載内容については、法人に対する鳥取県の保育所指導監査の内容に関する情報のうち文書指摘に係るものであって、文書指摘の内容や改善状況についてはすでに鳥取県により公開されているため、条例第7条第2号アに該当しない。

(ウ)のうちの「得点」欄、(エ)のうちの「得点」欄及び(オ)のうちの「得点」欄の記載内容については、法人が文書指摘に係る各項目について獲得した点数が記載されている。しかし、前述したとおり、文書指摘に係る情報自体が鳥取県により公開されている。したがって、これら非公開部分を公にすることにより、法人の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号アに該当しない。

エ ア(カ)、同(キ)及び同(ク)の各欄の記載内容

(カ)のうちの「指摘」欄、(キ)のうちの「指摘」欄及び(ク)のうちの「改善の有無」欄の記載内容については、法人に対する鳥取県の保育所指導監査の内容に関する情報のうち口頭指摘に係るものであって、ウの文書指摘に係るものとは異なり、鳥取県により公開されておらず、公にすることにより、法人の信用上不利益を与えるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

(カ)のうちの「得点」欄、(キ)のうちの「得点」欄及び(ク)のうちの「得点」欄の記載内容については、法人が口頭指摘に係る各項目について獲得した点数が記載されている。当審査会では、で述べたとおり、「1 既存保育所の運営状況等(70点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分について、公開すべきであると判断するため、当該記述部分が公開されることを前提とした場合、各「得点」欄の記載内容が明らかになることにより、口頭指摘に係る情報の内容が推測される可能性が極めて高い。したがって、これら非公開部分についても、公にすることにより、法人の信用上不利益を与えるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

これら非公開部分が条例第7条第2号アに該当しなくなる場合とし



ては、当該法人の事業活動が終了したとき等の場合が考えられるが、将来このような場合が確実に生じるとは言えないため、理由消滅時期を明示することはできない。よって、これら非公開部分について、実施機関が理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

オ イ（ア）の各欄の記載内容

これについては、アと同様に判断する。

カ イ（イ）の各欄の記載内容

これについては、イと同様に判断する。

キ ウ（ア）及び（イ）の各部分

これについては、アと同様に判断する。

ク エ（ア）及び（ウ）の各欄の記載内容

これについては、ウと同様に判断する。

ケ エ（イ）の各欄の記載内容

これについては、エと同様に判断する。

コ オの各欄の記載内容

これについては、選考委員会による評価の対象となる各法人の状況に関する情報である。本件処分時が、選考委員会の選考の途中であり、かつ、当該選考における法人によるプレゼンテーションの時期の前であったことから、この時点でこれを公開すれば、法人相互にその内容を知り得ることとなり、プレゼンテーションの内容や良し悪しに影響を与えることが考えられ、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人として選ばれようとする法人の競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当する。

ただし、これについての条例第7条第2号ア該当性は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された時点で失われると考えるのが適当である。

サ カのうちの様式3の書類を除くものについて各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容

これについては、コと同様に判断する。

シ カのうちの様式3の書類の各項目について各法人が記載した内容のうち、評価の対象となる内容

これについては、イと同様に判断する。

ス キのうち、個人の氏名

当該個人の氏名は、選考委員会による評価の対象となるマニュアル等の中に含まれる情報であることから、コと同様、条例第7条第2号アに該当すると言えなくはない。しかしながら、当審査会では、これについて、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、

条例第7条第1号に該当するものと判断する。

これが条例第7条第1号に該当しなくなる場合は、条例上原則的には考えられない。よって、非公開理由は当審査会の判断とは異なるものの、実施機関がこれについて理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

セ キのうち、社会福祉法人尚徳福社会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表紙及び表題以外の部分並びに社会福祉法人米子福社会が提出した不審者への対応に関するマニュアルのうち表題以外の部分

これら非公開部分については、法人が経営する保育所における不審者への対応について具体的に記載されたものであり、公にすることにより、不審者への対応方法が明らかとなり、保育所の安全管理を行う法人の正当な権利又は利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当する。

これら非公開部分が条例第7条第2号アに該当しなくなる場合としては、当該マニュアルが大幅に改変され、公にされても、法人の不審者への対応方法が明らかとなるおそれがなくなった等の場合が考えられるが、将来このような場合が確実に生じるとは言えないため、理由消滅時期を明示することはできない。よって、これら非公開部分について、実施機関が理由消滅時期を「なし」としたことは妥当である。

ソ キのうち、前述のヌ及びセを除く部分

これについては、コと同様に判断する。

タ クのうち、第2回選考委員会の当日配布資料の「1 既存保育所の運営状況等（70点満点）」の表中の「口頭指摘（保育）」の「指摘」欄、「口頭指摘（事務）」の「指摘」欄若しくは「口頭指摘（改善状況）」の「改善の有無」欄又は「既存保育所の運営状況等 3 - ~ 鳥取県保育所指導監査の指摘事項通知に関する事項（平成20年度～平成22年度）」の表中の「口頭指摘 保育」欄若しくは「口頭指摘 事務」欄の記載内容に係る部分

これについては、エと同様に判断する。

チ クのうち、前述のタを除く部分

これについては、ウと同様に判断する。

ツ ケ

これについては、コと同様に判断する。

## 結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

なお、本件処分のうち、次に掲げる部分については、非公開とされたことに関し申立人は異議を申し立てていないが、本件異議申立てに係る審議の過程においてその妥当性を確認する必要があった。これについて、当審査会は、アと同様に、実施機関が条例第7条第2号アに該当するとして非公開とした処分は妥当であると判断したことを申し述べておく。

ア 第2回選考委員会の当日配布資料の中の「既存保育所の運営状況等  
1 - 運営資金（現金・普通預金）」の表中、「預金残高」欄の記載内容のうち金融機関ごとの内訳

イ 移管申込書の中の貸借対照表（平成22年度分）の写し及び預金残高証明書（平成23年3月31日現在）

## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年10月17日	・実施機関から審査会に対して諮問 (2011年9月30日付け異議申立て、平成23年9月30日付け実施機関異議申立て受付)
平成23年11月11日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明
平成23年11月17日	・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」及び関係資料の提出を要請
平成23年11月24日	・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成23年11月25日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年11月29日	・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成23年12月1日	・異議申立人に対して口頭意見陳述の日時等を通知
平成23年12月5日	・異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成23年12月7日 (本件に係る審査会第2回目)	・異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・実施機関から提出のあった「異議申立てのあった処分に係る公文書」及び関係資料に基づいて、インカメラ審査を実施 ・審議
平成24年2月7日 (本件に係る審査会第3回目)	・インカメラ審査を実施 ・審議

年 月 日	内 容
平成24年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に対して資料（第三者に対する意見照会に関する資料）の提出を要請</li> <li>・ 実施機関から提出された資料を受付</li> </ul>
平成24年2月27日 （本件に係る審査会第4回目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インカメラ審査を実施</li> <li>・ 審議</li> </ul>
平成24年3月16日 （本件に係る審査会第5回目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の検討</li> </ul>
平成24年4月5日 （本件に係る審査会第6回目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の検討</li> </ul>
平成24年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の決定</li> </ul>

## 答 申

### 【諮問件名】

不法投棄監視カメラによる画像の記録収集の可否について

#### 1 審査の経緯

米子市長(以下「実施機関」という。)から平成24年4月25日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第1項において、実施機関は個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならないこととされている。また、同条第2項において、個人情報の収集は、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同条第2項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る不法投棄監視カメラ(以下「監視カメラ」という。)の画像に含まれる個人情報の収集(以下「本件個人情報収集」という。)については、同条第2項第1号から第5号までには該当しないため、同条第2項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、米子市大崎地内に設置する予定である監視カメラ(以下「当該監視カメラ」という。)により画像データとして記録されるもの(以下「画像」という。)であり、具体的には、個人の容姿、行動、車両の登録番号(以下「容姿等」という。)である。監視カメラの設置・運用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であるが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」(最高裁大法廷昭和44年12月24日判決)のであり、監視カメラによって、その設置者が無制限に人の容姿等を撮影し、その画像を記録、保管するとしたら、撮影される個人の権利利益を害するおそれがある。

そこで、監視カメラの有用性を踏まえつつ、個人の権利利益の保護に配慮した監視カメラ及び画像の管理に関する適正な運用方針を策定し、それを厳格に運用することが必要不可欠である。現在、法律として国の基準が示されていない状況においては、監視カメラの設置者となる実施機関においてそれ

を行わなければならない。適正な運用方針を厳格に運用することによってはじめて、人がみだりにその容姿等を撮影されない自由や権利の保護と、不法投棄の未然防止と行為者の特定による投棄された廃棄物の適正な処理という監視カメラの設置目的との調和が、実現されうるのである。

### 3 個人情報収集に係る適法性、公正性及び公益性

米子市においては、山間部の道路脇などの人目につかない場所への可燃物や家電製品等の不燃物など廃棄物の不法投棄が依然として発生しているところである。そのため、実施機関において市内パトロールを行い、不法投棄された廃棄物への警告シールの貼付、不法投棄に対する注意を喚起する看板の設置など対策に取り組んできているところであるが、常時のパトロールは困難であり、人的活動のみでは限界があることから、不法投棄の根絶には至っていない状況である。

そこで実施機関においては、不法投棄の未然防止と不法投棄された廃棄物の適正な処理を図るために、昨年度監視カメラの設置を実施して一定の効果が見られたことから、監視カメラの設置を昨年度に引き続き計画したものである。

その設置場所の選定に当たっては、不法投棄が常習的に行われている地点の中から、当該地点の周辺の状況や、投棄された廃棄物の内容及びその態様から判断した不法投棄の故意性を勘案し、米子市大崎地内を予定している。

したがって、当該監視カメラについては、現に不法投棄が多く発生する地点に限定して設置されること、また、24時間体制のパトロールなどのような対策が現状では困難であることを考慮すると、その設置には必要性があり、かつ、代替性がないものと認められる。

また、監視カメラの設置については、全国的に依然として不法投棄が問題となっている中で、各自治体において不法投棄の防止を目的として採用されているところであり、その効果が認められている。ただし、市民の快適な生活環境の保全を図ることがその設置目的であることを念頭において、人がみだりにその容姿等を撮影されない自由や権利との調和を図ることによってはじめて、その目的を達成しうるものであり、そのためには、監視カメラによる個人情報の収集に対する市民の理解が不可欠である。しかし、当該監視カメラの撮影対象区域内に立ち入る者を事前に特定することはできないため、それらの者すべてから、個別にその撮影について同意を得ることは不可能である。そのため、実施機関は、当該監視カメラの設置場所に監視カメラを設置している旨を掲示することにより、撮影対象区域に立ち入る者に対して理解を求めることとしている。同時に、それにより、監視カメラの設置目的である不法投棄の防止効果も期待できる。

さらに、実施機関においては、当該監視カメラの運用に際し周辺住民の理解を得るため、地元自治会長への説明など昨年度と同様の方策を講じていることとしている。

以上のことから、当該監視カメラの設置は、不法投棄の防止と行為者を特定することにより、不法投棄された廃棄物を適正に処理することに寄与し、地域の快適な生活環境の保全が図られることが期待され、実施機関が本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

#### 4 個人情報の保護と利用の原則

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の適正な収集のみならず、収集した個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。したがって、実施機関は、当該監視カメラにより撮影された画像の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件個人情報収集が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

当該監視カメラにより撮影された画像は、画像記録装置内の映像記録媒体に記録される。当該画像記録装置は、強固な支柱に鎖で固定され、厳重に施錠されたボックスの中に保管することにより、盗難を防止する。さらに、当該監視カメラにより撮影され、映像記録媒体に記録された画像については、保存期間を原則2週間とし、保存期間を経過した画像は機械的にただちに消去することとしている。

以上により、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、画像はあくまで不法投棄の防止と不法投棄が行われた場合におけるその対応策の検討に資するという当該監視カメラの設置目的に沿って撮影、記録されるのであり、実施機関の職員は不法投棄が行われた事実が確認できた場合に限り画像を確認することとしており、画像に記録されている本人以外の第三者への提供はしないこととしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

ただし、画像の利用又は提供については、前述のとおり原則禁止されているものの、法令等に基づく場合、及び、市民の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のために必要であると認められる場合は、例外として利用又は提供する可能性があるとされている。しかし、そのような場合であっても、個人の権利利益を保護するという観点から、条例に基づき、当該利用又は提供については、特に厳格かつ慎重な判断を行うべきである。

この点について、当審査会は、実施機関により定められた「米子市不法



「投棄監視カメラの運用等に関する要綱」を、実施機関が昨年度と同様に厳格に運用する限り、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

#### 5 個人情報収集の可否（結論）

上記のとおり、当該監視カメラを設置し運用することは、当該地点の不法投棄の防止につながることで、さらに、それにより地域の快適な生活環境の保全につながることで期待されることから、本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

また、本件個人情報収集は、不法投棄の未然防止という目的で、特に不法投棄発生率の高い限られた地点で行うこととしており、当該地点は人の往来も少なく、撮影される可能性のある対象者は限定的であると考えられる。したがって、本件個人情報収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

さらに、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件個人情報収集を可と認める。

なお、本答申は今回の諮問にある設置場所について判断するものであり、今後、今回とは別の場所に監視カメラを設置する場合は、改めて当審査会の判断を求めるよう要請するものである。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年4月25日	実施機関から審査会に対して諮問
平成24年5月15日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明 審議
平成23年6月21日 (本件に係る審査会第2回目)	答申案の検討
平成24年6月21日	答申の決定

## 答 申

### 【諮問件名】

保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てについて

#### 1 審査会の結論

平成23年9月21日付けで米子市長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報一部開示決定処分(発米福第1497号。以下「本件処分」という。)に対し、異議申立人(以下「申立人」という。)が同年11月21日付けで行った、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)については、棄却すべきである。

#### 2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件保有個人情報開示請求

申立人は、平成23年9月9日、実施機関に対し、次の保有個人情報の閲覧及び写しの交付を求める保有個人情報開示請求を行った。

〔開示請求をする保有個人情報〕

平成11年12月16日 (申立人でない個人。以下「提出者」という。)印のある申立書4枚

本件処分

実施機関は、本件保有個人情報開示請求に対し、平成23年9月21日、次のとおり保有個人情報一部開示決定処分を行い、申立人に通知した。

〔開示する保有個人情報〕

平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出した申立書(以下「本件文書」という。)4枚

〔開示しないと決定した部分〕

本件文書のうち、提出年月日、提出者の氏名、印影、文書の表題及び頁番号を除く部分(以下「不開示部分」という。)

〔一部を開示しない理由〕

不開示部分には、提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうが、より強く保護されるものと認められる。したがって、米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条第5号に該当し、申立人以外の個人情報が含

まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるため。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成23年11月21日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

### 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件文書を開示するとの決定を求める。

### 4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

本件処分は、条例の解釈適用を誤ったものであり、不開示部分は、実施機関が一部を開示しない理由として掲げている条例第13条第5号に該当しない。実施機関は不開示部分に提出者の主観的陳述が記載されていると主張するが、以下の事実から判断して、本件文書を平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出したという事実はないから、不開示部分に提出者の主観的陳述はなく、条例第13条第5号に該当しない。

ア 一部開示された部分の筆跡から判断して、本件文書は提出者が記述作成したものではない。

イ 本件文書中、一部開示された年月日、氏名及び印影は、それぞれ単なる年月日、氏名及び印影に過ぎず、本件文書の提出年月日、提出者の氏名及び提出者の印影ではない。

ウ 一部開示された部分には、提出先名として「福祉課様」等の記載はなく、福祉課の受付印もない。

申立人が平成16年に実施機関に対して行った保有個人情報開示請求により開示された平成11年12月16日付けの生活保護のケース記録に、提出者が家庭裁判所への離婚調停に係る申立書を福祉課に持参し受理された旨の記載がある。本件文書は、家庭裁判所への離婚調停に係る申立書ではないから、平成11年12月16日に提出者が福祉課へ提出したものではないことは明白である。

### 5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

本件文書の不開示部分には、提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうがより強く保護されるものと認められる。したがって、条例第13条第5号に規定する不開示情報（申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示す

ることにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの)に該当する。そのため、当該不開示情報を黒塗りによって除いた部分について開示する旨の保有個人情報一部開示決定を行った。

申立人は、提出者が本件文書を福祉課に提出した事実はないから、不開示部分に提出者の主観的陳述が記載されているとは言えず、条例第13条第5号に該当しない等の主張をしているが、本件文書は提出者から実施機関に提出され、現に保有している文書であるため、不開示部分は条例第13条第5号に該当する。

実施機関は、本件文書について、申立人が過去3回行った保有個人情報開示請求に基づき、すべて一部開示する決定処分を行っており、これらの処分により開示しないと決定した部分はいずれも本件処分と同じである。申立人は、これらの処分に対しても、当該処分を取り消し、本件文書の開示を求める異議申立てを行った。実施機関がそれらの異議申立てについてその都度当審査会に諮問したところ、いずれも異議申立てを棄却すべきとの答申を受けたことから、実施機関としては当審査会の答申を尊重し、過去3回の異議申立てを棄却してきたところである。本件処分について、過去の処分の内容と異なる決定とするべき特段の理由は認められないため、本件処分は妥当である。

## 6 当審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成23年12月1日、条例第29条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

### 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（不開示とされた保有個人情報の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第13条の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

### 争点に対する判断

条例第13条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、同条

の第1号から第6号の各号で開示義務の例外として実施機関が開示してはならない不開示情報について規定しているが、本件処分がその規定に違反しているか否かを検討した。

実施機関は、不開示部分には提出者の主観的陳述が記載されており、条例第13条第5号「本人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの」に該当する不開示情報であって、開示すれば申立人以外の者（提出者）の正当な権利利益を害することとなる旨を主張している。一方、申立人は、本件文書は提出者が作成・提出したものではないから、不開示部分を開示しても、そこに提出者の主観的陳述はないため、申立人以外の者（提出者）の正当な権利利益を害することにはならないので、開示すべきである旨を主張している。

ところで、申立人は、過去3回にわたり、実施機関に対し本件文書に係る保有個人情報開示請求を行い、いずれも本件処分における不開示部分と同じ部分を開示しないとす一部開示決定処分を受けた。これに対し、申立人は、それぞれ平成16年9月30日、平成21年6月11日及び平成22年10月19日に異議申立てを行った。当審査会は、これらの異議申立てについて、その都度実施機関から諮問を受けて審査した結果、平成17年3月28日付け平成16年度答申第2号、平成21年9月16日付け平成21年度答申第1号及び平成23年3月29日付け平成22年度答申第2号により、いずれも申立人の異議申立てを棄却すべきであると判断している。

本件異議申立てに係る申立人の主張の趣旨は、平成22年10月19日に申立人が行った異議申立てにおける主張の趣旨と変わらず、実施機関の主張の趣旨もまた同様である。これに対し、当審査会は、前述の平成22年度答申第2号において、「当審査会において検証したところ、本件文書は、提出者がその心情を詳細かつ具体的に陳述した申立書というべき性質のものである。そして、本件文書の不開示部分は、終始提出者の心情が陳述された部分であり、一般的な社会通念に照らし合わせれば、提出者のプライバシー性が強い性質のものである。そのため、本件文書の不開示部分全体が、提出者に係る個人情報として保護されるべきものであり、条例第13条第5号で規定する不開示情報に該当すると解すべきである。（中略）よって、本件文書の一部を開示しないとした実施機関の判断は妥当である。」と判断している。

当審査会が本件事案の審査にあたり改めて調査した結果、本件文書の不開示部分の内容が提出者の心情が陳述されたものでないと認められるような事実は確認できなかった。また、平成22年度答申第2号の判断を変更すべき状況の変化も認められなかった。したがって、当審査会は、

本件事案についてもこれと同様の判断をするものである。

結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

( 処理経過 )

年 月 日	内 容
平成23年12月1日	・実施機関から審査会に対して諮問 (平成23年11月21日付け異議申立て)
平成23年12月7日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成24年1月17日 (本件に係る審査会第2回目)	・審議
平成24年2月28日	・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成24年3月7日	・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成24年3月21日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請
平成24年3月26日	・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成24年3月27日	・異議申立人に対して口頭意見陳述の日時等を通知
平成24年4月3日	・異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成24年4月5日 (本件に係る審査会第3回目)	・実施機関から提出された「意見説明書」について、実施機関による口頭説明を実施 ・実施機関から提示された「異議申立てのあった処分に係る公文書」に基づいて、インカメラ審査を実施 ・異議申立人から提出された「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・審議
平成24年5月15日 (本件に係る審査会第4回目)	・実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成24年6月21日 (本件に係る審査会第5回目)	・答申の検討
平成24年6月22日	・答申の決定



## 答 申

### 【 諮問 件 名 】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

#### 1 審査会の結論

平成 2 3 年 9 月 6 日付けで米子市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分（発米こ第 4 3 6 号。以下「本件処分」という。）に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）が 2 0 1 1 年 1 1 月 8 日付けで行い、実施機関が平成 2 3 年 1 1 月 9 日付けで受け付けた、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

#### 2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成 2 3 年 8 月 2 2 日、米子市長に対し、次の公文書の閲覧・視聴及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

ア 第 4 回米子市公立保育所移管先法人選考委員会（以下「第 4 回選考委員会」という。）の議事録及び I C データ又はテープ

イ 第 4 回選考委員会に関して事前に委員に対して配布された資料及び当日配布された資料

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成 2 3 年 9 月 6 日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔 公開する公文書 〕

第 4 回選考委員会の当日配布資料

〔 公開しないと決定した部分 〕

ア 第 4 回選考委員会の議事録及び I C データ又はテープ

イ 第 4 回選考委員会の事前配布資料

ウ 第 4 回選考委員会の当日配布資料中の各委員名

〔 一部を公開しない理由 〕

ア 〔 公開しないと決定した部分 〕のうちア及びイに関しては、不存在

のためである。

第4回選考委員会は、各委員が行った最終段階の評価を事務局においてとりまとめて集計した結果を米子市公立保育所移管先法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考結果として確認して決定するのみであったことから、ICデータ等による録音を行わず、議事録も作成していない。

また、第4回選考委員会に際して事前に委員に対して配布した資料はない。

イ〔公開しないと決定した部分〕のうちに関しては、各委員名を公開すれば、各委員が各移管申込み法人に付けた評価点が個別に分かることとなる。したがって、このような前提がある中で各移管申込み法人の評価を行うことは、各委員の率直な評価を阻害すると考えられることから、移管先法人選考のための評価事務に支障を及ぼすこととなるため。（米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第7号カに該当）

〔一部を公開しない理由が消滅する時期〕

なし。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、2011年11月8日付けで本件処分の一部の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、平成23年11月9日付けでこれを受け付けた。

### 3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分に関し、一部公開しないこととされた部分のうち、第4回選考委員会の当日配布資料中の各委員名を公開するとの決定を求める。

### 4 申立人の主張の要旨

実施機関は、各委員名を公開すれば各委員の率直な評価を阻害すると考えられる旨主張するが、第4回選考委員会で移管先法人が決定し、事実上今後この委員で移管先法人選考に係る評価を行うことはないのであるから、今後の業務に支障があるとは考えられない。仮に数年後に同様の選考委員会が組織されたとしても、そのときは委員の構成が変わるため、今回の委員会とは全く別の会になると考えられる。

移管先法人選考に係る評価を点数化するにあたっては、各委員が責任を持って行っているのであるから、各委員名を非公開にする理由はない。仮に、市職員でない委員については市の主張が許されるとしても、市職員で

ある委員については、委員としての仕事も市職員の職務上行っていることであるため、当該委員名を非公開にするべきではない。

## 5 実施機関の主張の要旨

各委員名を公開すれば、各委員が各移管申込み法人に付けた評価点が個別に分かることとなる。したがって、このような前提がある中で各移管申込み法人の評価を行うことは、各委員の率直な評価を阻害すると考えられることから、移管先法人選考のための評価事務に支障を及ぼすこととなるため、条例第7条第7号カに該当し、非公開としたものである。

## 6 当審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成23年11月18日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

### 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、第4回選考委員会の当日配布資料（以下「本件文書」という。）に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件文書に係る本件処分が条例第7条の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

### 争点に対する判断

選考委員会を構成する委員の氏名は、米子市公式ホームページ等で公表されており、それだけならば非公開とする理由はない。

ところが、本件文書は、第4回選考委員会において公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人を最終的に選考するための資料として実施機関が作成したものであり、第1回から第3回までの選考委員会における審査等の内容を踏まえ、各移管申込み法人に各委員が付けた評価点を、移管申込み法人ごと又は委員ごとに集計した資料である。本件処分において、実施機関は、各委員名を非公開としながらも、当該各委員が付けた評価点はすべて公開している。したがって、本件文書中の各委員名を公開すれば、実施機関が主張するとおり、各委員が各移管申込み法人に付けた評価点が個別に分かることとなる。

もっとも、本件処分時にはすでに公立保育所民営化の第1次計画に係る移管先法人が決定されていたため、本件文書中の各委員名を公開すること

により第1次計画に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは考えられない。しかしながら、実施機関は、公立保育所民営化の第2次計画以降における移管先法人の選考が実施されることを想定し、本件文書中の各委員名を公開すれば、将来選考委員会の委員となった者が、自分の名前とともに自分が付けた評価点が公になることを前提として移管申込み法人の評価を行うこととなるため、各移管申込み法人について率直な評価をすることが阻害され、移管先法人選考のための評価事務に支障を及ぼすこととなるから、条例第7条第7号カに規定する非公開情報に該当すると主張する。

条例第7条第7号カに規定する非公開情報とは、「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより」、「当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」である。また、本号に係る米子市情報公開条例逐条解説には、「当該事務事業の実施後であっても、監査、検査、取締り又は試験に係る事務等のように同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるものは、本号に該当する」と記載されている。これを踏まえ、本件文書中の各委員名を非公開とした実施機関の処分について検討した。

公立保育所民営化の第2次計画以降については未確定である。しかし、仮に第2次計画以降における移管先法人の選考が実施されることとなった場合、実施機関が主張するとおり、本件文書中の各委員名を公開すれば、どの委員がどのような評価点を各移管申込み法人に付けたかが公にされることが前提となることとなる。これが公にされれば、当該委員は、自分が付けた評価点に関し、移管申込み法人のみならず、市民、諸団体から様々な批評や批判を受けることも想定される。そのような精神的重圧から、当該委員が公平・中立な立場から率直に移管申込み法人の評価を行うことが困難になったり、それ以前の選考委員会の委員が選任される段階で、事後の批評や批判を恐れて委員の職に就くことに対する抵抗感が生じ、実施機関が委員の選任を行うことが困難になったりするなど、移管先法人選考のための評価事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性が高い。

仮に、公立保育所民営化の第1次計画においてあらかじめ各委員が自分の名前とともに自分が付けた評価点を公にされることについて了承しているならば、第2次計画以降における移管先法人の選考のための評価事務とは切り離し、本件文書中の各委員名を公開しても差し支えないと考えられるが、そのような事情は認められない。また、第4回選考委員会は事前に会議自体を非公開とすることが決定されて開催されていることから、当

該会議の当日配布資料である本件文書が公にされる、あるいは、自分の名前とともに自分が付けた評価点が公にされるという認識が各委員にあったとも考えられない。

したがって、実施機関が本件文書中の各委員名を条例第7条第7号カに該当するとして非公開とした処分は妥当である。

なお、申立人は、移管先法人選考に係る評価を点数化するにあたっては、各委員が責任を持って行っているのであるから、本件文書中の各委員名を非公開にする理由はないと主張する。ここで申立人が言う責任とは、個々の委員として熟慮の上で公正に移管申込み法人に評価点を付けるということに関する責任であると推察される。しかし、公文書の公開、非公開の決定は、そうした責任とは無関係に、条例に基づき判断されるべきものであり、その結論は先述したとおりである。

また、移管先法人を最終的に選考するという意味での責任の主体となるのは組織としての選考委員会であり、個々の委員ではない。これに対しては、本件文書中の各委員名を公開すれば、仮に公立保育所民営化の第2次計画以降における移管先法人の選考が実施されることとなった場合、どの委員がどのような評価点を各移管申込み法人に付けたかが公にされることが前提となるから、第2次計画以降の委員は、より熟慮の上で公正に評価を行うことができるという考え方もある。しかしながら、本件処分において、本件文書に詳細に記録されている各委員が付けた評価点はすべて公開されている。第2次計画以降の委員は、たとえ自分の名前が公開されなくとも、それぞれが付けた評価点がすべて公開されることを前提として評価を行うこととなるのであるから、そのことにより、当該委員がより熟慮の上で公正に評価を行うことは十分に担保され得ると当審査会は考える。

したがって、各委員が申立人の言う意味での責任を持って移管先法人選考に係る評価の点数化を行っているからと言って、個別の評価点を当該委員の名前とともに公にしなければならないということにはならない。

#### 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 7 付言

本件異議申立てに係る審議において、各委員に自分の名前とともに自分が付けた評価点が公にされるという認識があったかどうか検討するにあたり、第4回選考委員会が事前に非公開で開催されることが決定されていた

ことも判断材料とした。会議の公開・非公開の是非は当審査会で判断するところではないから、現に会議が非公開とされていた事実に基づいて検討したところである。しかしながら、仮に公立保育所民営化の第2次計画以降において選考委員会が開催されることとなった場合、各委員が自分の名前とともに自分が付けた評価点を公にされることを承知した上で移管申込み法人の評価を行うことによりもたらされる選考委員会の透明性の向上等の利益にも配慮した上で、本件文書に記録されているような評価点を付ける過程を公開とするか、非公開とするか、その時代の要請等も含めて改めて検討し、あらかじめ会議を公開で開催する範囲について決定しておかれることを、当審査会は期待する。

## 別表

( 処理経過 )

年 月 日	内 容
平成23年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から審査会に対して諮問 ( 2011年11月8日付け異議申立て、平成23年11月9日付け実施機関異議申立て受付 )</li> </ul>
平成23年12月7日 ( 本件に係る審査会第1回目 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局職員による審議内容に係る説明</li> <li>・ 審議</li> </ul>
平成24年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に対して口頭意見陳述の意向確認を通知 ( 平成24年3月7日申出期限 )</li> </ul>
平成24年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請</li> </ul>
平成24年5月15日 ( 本件に係る審査会第2回目 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から口頭意見陳述の申出がなかったことを確認</li> <li>・ 実施機関から提出のあった「異議申立てのあった処分に係る公文書」及び関係資料に基づいて、インカメラ審査を実施</li> <li>・ 審議</li> </ul>
平成24年6月21日 ( 本件に係る審査会第3回目 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の検討</li> </ul>
平成24年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申の決定</li> </ul>

## 答 申

### 【諮問件名】

「学校・警察連絡制度」に係る個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供の可否について

#### 1 審査会の結論

「学校・警察連絡制度」の協定に基づき、米子市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、鳥取県警察（以下「警察」という。）から個人情報を収集し、及び警察に対し保有個人情報を提供することについては、可と認める。

#### 2 審査の経緯

実施機関から平成24年12月25日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 3 本件諮問の趣旨

本件諮問は、実施機関と警察による「学校・警察連絡制度」に関する協定（以下「本件協定」という。）の締結に係るものであり、その趣旨は次のとおりである。

近年、少年非行が凶悪化、低年齢化していることに加え、学校では深刻ないじめ行為や連れ去り事件に発展する声掛け行為等児童・生徒が犯罪の被害者になる事件が多発している。本件協定の目的は、実施機関と警察が連携を一層強化し、米子市立の小・中・養護学校の児童・生徒（以下単に「児童・生徒」という。）に係る非行の再発防止や犯罪被害発生未然防止を図ることにより、児童・生徒の健全育成を目指すものである。本件協定の締結により、実施機関は、警察から児童・生徒の非行等問題行動に関する情報提供を受けることで、早期の再非行防止対策や立ち直り支援を進めるとともに、それらの問題行動による他の児童・生徒等の被害を防止することが可能になる。また、実施機関が警察に対し、児童・生徒の校内における非行等問題行動に関する情報や児童・生徒が犯罪の被害者となる可能性のある事案に関する情報を提供することで、実施機関と警察が連携して児童・生徒の安全確保及び犯罪の未然防止を図ることが可能になる。



ただし、本件協定に基づき実施機関が警察から提供を受け、又は警察に対し提供する情報には、児童・生徒に係る個人情報が含まれる。

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2項において、実施機関が個人情報を収集するときは、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る警察からの個人情報の収集(以下「本件個人情報収集」という。)については、同項第1号から第5号までには該当しないため、同項第6号に該当し得るような公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件個人情報収集により実施機関が得る個人情報は、児童・生徒の非行等問題行動に関する情報であり、逮捕事案や不拘束事案に係るものも含まれる。これは、条例第7条第3項において原則として実施機関は収集してはならないとされている社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(以下「センシティブ情報」という。)に該当する。同項における例外として実施機関がセンシティブ情報を収集することができるのは、同項第1号及び第2号に掲げられている場合のみであるが、本件個人情報収集については、同項第1号には該当しないため、同項第2号に該当し得るような個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠なものと認められるかどうか問題となる。

さらに、条例第8条第1項において、実施機関は原則として、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る警察に対する個人情報の提供(以下「本件外部提供」という。)については、同項第1号から第5号までには該当しないため、同項第6号に該当し得るような公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

以上の理由から、条例第7条第2項第6号及び同条第3項第2号並びに条例第8条第1項第6号の規定に基づき、実施機関は当審査会の意見を求めるものである。

#### 4 当審査会の判断

##### 当審査会の基本的な考え方

本件協定は、児童・生徒の健全育成を目的としたものである。児童・生徒の健全育成を図るためには、学校、家庭、関係機関の連携と、そのための情報の共有が必要であることは、当審査会としても認めるところである。

しかしながら、本件協定の締結により実施機関、警察相互に提供するこ

ととなる個人情報、児童・生徒の非行等問題行動に関する情報であり、本人の権利利益と密接に関わるものである。また、社会一般においては、ある個人について「警察から連絡があった」又は「警察に連絡された」といった情報そのものが、それを知った周囲の者に偏見や差別をもたらしやすい性質の情報であると考えられる。

したがって、実施機関が本件協定に基づきこのような情報を取り扱う場合は、それが児童・生徒の健全育成という目的を達成するために必要かつ不可欠なものであると認められるときに限られるべきであり、本件個人情報収集及び本件外部提供により児童・生徒の権利利益が侵害されないよう、慎重かつ適切な対応をとらなければならない。

#### 本件個人情報収集の公益性・必要性

本件個人情報収集を行うことは、本人の同意を得ずに本人以外の者から個人情報を収集することに当たる。条例第7条第2項は、実施機関が本人以外の者から個人情報を収集することを原則として禁止する規定であり、その例外のひとつとして、同項第6号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて公益上の必要その他相当な理由があると認める場合が掲げられている。

本件個人情報収集の対象となる個人情報は、次に掲げる事案に係る児童・生徒の個人情報であり、具体的には、当該児童・生徒の学年、氏名、生年月日、住所、当該事案の概要、その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項である。

ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案

イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案

ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が、学生証その他の書面による確認、保護者への確認等の方法により確実に証明できたものうち、次の事由により学校との連携を必要と認める事案

(ア) 保護者への指導を行ったにも関わらず、不良行為を繰り返す場合

(イ) 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合

非行等問題行動を起こした児童・生徒の再非行を防止し立ち直りを支援するためには、学校、家庭、関係機関の連携が必要であり、そのための情報の共有は不可欠である。本件個人情報収集を行うことにより、実施機関と警察が連携して早期に対策を講じ、児童・生徒の再非行防止又はそれらの問題行動による他の児童・生徒等の被害防止を図ることが可能となると考えられる。よって、児童・生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

次に、本件個人情報収集により収集される個人情報は、児童・生徒の犯罪等に係る情報であり、条例第7条第3項により実施機関が原則として収集することを禁止されているセンシティブ情報に当たる。実施機関がセンシティブ情報を収集することができる同項における例外のひとつとして、同項第2号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠であると認める場合が掲げられている。

本件個人情報収集は、当該児童・生徒の立ち直り支援を行うために役立てられるものであり、さらには当該児童・生徒の問題行動による他の児童・生徒等の被害の未然防止にもつながるものであることから、十分な必要性が認められるものである。

なお、実施機関において当該児童・生徒に対し一方的に不利益な措置が行われることがないよう、本件協定に係る協定書(案)において、当該児童・生徒の処遇について、本件協定の目的を踏まえ、真に教育的な効果を持った適切な措置を講じることとされている。また、本件協定に係る実施要領(案)においては、学校において当該児童・生徒に対する指導等を行う場合には、警察から収集した情報のみによることなく、当該児童・生徒等から事実関係を直接聴取して弁明の機会を与え、反省の状況を観察する等、総合的に検討及び判断を行うこととされている。

以上の措置が適切に行われることが前提であるので、本件個人情報収集はセンシティブ情報を本人以外から収集するものではあるが、個人の権利利益が侵害されるおそれは低く、児童・生徒の健全育成における公益性並びに必要性が認められると判断するものである。

#### 本件外部提供の公益性

本件外部提供を行うことは、本人の同意を得ずに実施機関以外の者へ保有個人情報を提供することに当たる。条例第8条第1項は、実施機関が保有個人情報を当初の目的以外の目的で利用したり実施機関以外の者へ提供したりすることを原則として禁止する規定であり、その例外のひとつとして、同項第6号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて公益上の必要その他相当な理由があると認める場合が掲げられている。

本件外部提供の対象となる個人情報は、次に掲げる事案に係る児童・生徒の個人情報であり、具体的には、当該児童・生徒の学年、氏名、生年月日、住所、当該事案の概要、その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項である。

ア 児童・生徒の非行等問題行動及びこれらによる児童・生徒等の被害を防止するため、米子市立の小・中・養護学校の校長(以下単に「校長」

という。)が鳥取県警察の警察署(以下単に「警察署」という。)との連携を必要と認める事案(校内における暴行事案、薬物事案、集団非行事案等)

イ 児童・生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案(児童・生徒が犯罪の被害者となる可能性のあるいじめ行為、わいせつ行為、声掛け行為等)

ウ その他校長が警察署との連携を必要と認める事案

上記で述べたとおり、非行等問題行動を起こした児童・生徒の再非行を防止し立ち直りを支援するためには、学校、家庭、関係機関の連携が必要であり、そのための情報の共有は不可欠である。さらに、近年、児童・生徒を取り巻く環境が変化し、少年が犯罪加害者あるいは犯罪被害者になる事件が後を絶たず、携帯電話の普及等に伴うインターネット機能を使用したいじめ行為等実施機関のみでは解決が困難な問題も生じている。このように児童・生徒をめぐる問題が深刻化する中、本件外部提供を行うことにより、実施機関と警察が連携して迅速かつ効果的な対策を講じ、児童・生徒の再非行防止、児童・生徒等の安全確保又は犯罪の未然防止を図ることが可能となると考えられる。よって、児童・生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

ところで、前述したとおり、本件外部提供の対象となる事案は校長が警察署との連携を必要と認めたものに限られる。この点について、実施機関は、学校における問題については教育上の配慮等の観点から教育現場における対応を尊重すべきであること、また、それぞれの事案によって、その背景、問題行動の程度、事案に係る児童・生徒の性格、学校の指導状況、他の児童・生徒への影響の程度等が異なることから、画一的な基準を設けることは適当でないため、校長がそれぞれの事案ごとにそれらを総合的に検討し判断することとしたものであると説明する。

本件外部提供が最終的には校長の裁量的判断で行われ得ることは、児童・生徒の権利利益と密接に関わる個人情報が必要以上に警察に提供されるのではないかという懸念を招く可能性も否定できない。しかしながら、本件協定の目的が児童の健全育成であり、学校における児童・生徒に対する指導・支援は常に様々な状況に応じて行われるものであることを踏まえれば、上記の実施機関の説明は一定の合理性があると当審査会は考える。

本件個人情報収集及び本件外部提供に係る個人情報の保護と利用の原則

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要であ

る。そのためには、個人情報の収集が適法かつ公正な手段によって行われ、個人情報の外部提供が慎重になされることのみならず、個人情報の収集又は外部提供について、その目的を本人に説明する等適切な運用に努めることが必要であり、収集した個人情報又は外部提供された個人情報について、その保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

本件個人情報収集及び本件外部提供の対象となるのは、児童・生徒に係る個人情報である。また、本件協定の目的である児童・生徒の健全育成を図るためには、学校及び警察のみならず家庭との連携が必要である。したがって、本件協定の締結に当たっては、児童・生徒の保護者に対し本件協定の趣旨を説明し、本件個人情報収集及び本件外部提供に対する理解を得ることは不可欠である。この点について、実施機関は、本件協定の締結後に保護者に対し本件協定に係るリーフレットを配布し周知することとしている。

また、本件個人情報収集及び本件外部提供により実施機関、警察相互に提供する個人情報の保管・管理及び利用については、本件協定に係る協定書(案)及び実施要領(案)並びに実施機関の説明によれば次のとおりである。

実施機関、警察相互に情報提供を行うに当たっては、それぞれにおいて指定された連絡責任者及び連絡担当者が電話又は面接により行い、当該個人情報はそれぞれの連絡責任者が一元管理する。具体的には、実施機関においては、当該個人情報に関する文書又は電磁的記録を作成し、前者については記録簿を作成するとともに簿冊管理リストに登録し、施錠できる金庫等に保管し、後者については各学校の職員専用の共有フォルダ内に保存し、パスワードを用いてアクセスを制限する。なお、当該文書又は電磁的記録の保存期間は5年とする。警察においては、当該個人情報に関する文書を作成し、施錠のできるキャビネット等に保管する。なお、当該文書の保存期間は、当該個人情報に係る事案が解決・解消するまでの間とする。また、実施機関及び警察が当該個人情報を取り扱うに当たっては、条例及び法令を踏まえ、その秘密を保持することとされており、児童・生徒の健全育成を図るという目的を逸脱した取扱いをすることは禁止されている。

以上のことから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、かつ、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められるため、本件個人情報収集及び本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

## 結論

上記のとおり、本件協定に基づき実施機関が児童・生徒に係る個人情

報を警察から収集し、又は警察に対し提供することにより、実施機関と警察が連携して対策を講じ、児童・生徒の再非行防止、児童・生徒等の安全確保又は犯罪の未然防止を図ることができ、それにより児童・生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件個人情報収集及び本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、いわゆるセンシティブ情報に該当するものであるが、児童・生徒の健全育成という上記の目的を達成するためには必要かつ不可欠なものである。

さらに、収集した個人情報又は外部提供された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められるため、本件個人情報収集及び本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件個人情報収集及び本件外部提供について、冒頭の審査会の結論のとおり可と認める。

## 5 付言

本件協定の締結により実施機関、警察相互に提供することとなる個人情報が児童・生徒の権利利益と密接に関わるものであることから、当審査会は次のとおり付言する。

本件個人情報収集及び本件外部提供に係る個人情報の管理については、本件協定に基づき適正に行われて然るべきであるが、本件協定の目的が児童・生徒の健全育成にあることを念頭におきつつ、常に慎重かつ適切な取扱いを徹底するよう重ねて要望する。

なお、実施機関においては、情報提供を受ける警察に対し、個人情報の保護は個人の権利利益の保護であるという原則を踏まえ、本件協定に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請されたい。

本件外部提供を行うに当たっては、児童・生徒の健全育成という本件協定の目的を逸脱することのないよう、慎重かつ厳格に対処されたい。

本件協定により取り扱う個人情報に、非行等問題行動又は犯罪により被害を受けた児童・生徒等に関するものが含まれる場合は、そのような被害に関する情報は本人の心情を傷つけ、社会的差別の原因にもなり得ることから、特にその取り扱いについて注意を払うよう要望する。

本件協定の運用状況について適切な時期に検証を行い、その結果に基づいて、本件協定の目的に照らし必要な措置を講じるよう要望する。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年12月25日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成24年12月28日 (本件に係る審査会第1回目)	・実施機関による諮問内容に係る口頭説明 ・審議
平成25年1月25日 (本件に係る審査会第2回目)	・審議
平成25年2月21日 (本件に係る審査会第3回目)	・答申案の検討
平成25年3月22日 (本件に係る審査会第4回目)	・答申案の検討 ・答申の決定

## 答 申

### 【諮問件名】

「学校・警察連絡制度」に係る個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供の可否について

#### 1 審査会の結論

「学校・警察連絡制度」の協定に基づき、米子市日吉津村中学校組合教育委員会（以下「実施機関」という。）が、鳥取県警察（以下「警察」という。）から個人情報を収集し、及び警察に対し保有個人情報を提供することについては、可と認める。

#### 2 審査の経緯

実施機関から平成24年12月25日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 3 本件諮問の趣旨

本件諮問は、実施機関と警察による「学校・警察連絡制度」に関する協定（以下「本件協定」という。）の締結に係るものであり、その趣旨は次のとおりである。

近年、少年非行が凶悪化、低年齢化していることに加え、学校では深刻ないじめ行為や連れ去り事件に発展する声掛け行為等生徒が犯罪の被害者になる事件が多発している。本件協定の目的は、実施機関と警察が連携を一層強化し、米子市日吉津村中学校組合立の中学校の生徒（以下単に「生徒」という。）に係る非行の再発防止や犯罪被害発生未然防止を図ることにより、生徒の健全育成を目指すものである。本件協定の締結により、実施機関は、警察から生徒の非行等問題行動に関する情報提供を受けることで、早期の再非行防止対策や立ち直り支援を進めるとともに、それらの問題行動による他の生徒等の被害を防止することが可能になる。また、実施機関が警察に対し、生徒の校内における非行等問題行動に関する情報や生徒が犯罪の被害者となる可能性のある事案に関する情報を提供することで、実施機関と警察が連携して生徒の安全確保及び犯罪の未然防止を図ることが可能になる。

ただし、本件協定に基づき実施機関が警察から提供を受け、又は警察に対し提供する情報には、生徒に係る個人情報が含まれる。



米子市日吉津村中学校組合個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第2項において、実施機関が個人情報を収集するときは、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る警察からの個人情報の収集（以下「本件個人情報収集」という。）については、同項第1号から第5号までには該当しないため、同項第6号に該当し得るような公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件個人情報収集により実施機関が得る個人情報は、生徒の非行等問題行動に関する情報であり、逮捕事案や不拘束事案に係るものも含まれる。これは、条例第7条第3項において原則として実施機関は収集してはならないとされている社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（以下「センシティブ情報」という。）に該当する。同項における例外として実施機関がセンシティブ情報を収集することができるのは、同項第1号及び第2号に掲げられている場合のみであるが、本件個人情報収集については、同項第1号には該当しないため、同項第2号に該当し得るような個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠なものと認められるかどうか問題となる。

さらに、条例第8条第1項において、実施機関は原則として、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る警察に対する個人情報の提供（以下「本件外部提供」という。）については、同項第1号から第5号までには該当しないため、同項第6号に該当し得るような公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

以上の理由から、条例第7条第2項第6号及び同条第3項第2号並びに条例第8条第1項第6号の規定に基づき、実施機関は当審査会の意見を求めるものである。

#### 4 当審査会の判断

##### 当審査会の基本的な考え方

本件協定は、生徒の健全育成を目的としたものである。生徒の健全育成を図るためには、学校、家庭、関係機関の連携と、そのための情報の共有が必要であることは、当審査会としても認めるところである。

しかしながら、本件協定の締結により実施機関、警察相互に提供することとなる個人情報は、生徒の非行等問題行動に関する情報であり、本人の

権利利益と密接に関わるものである。また、社会一般においては、ある個人について「警察から連絡があった」又は「警察に連絡された」といった情報そのものが、それを知った周囲の者に偏見や差別をもたらしやすい性質の情報であると考えられる。

したがって、実施機関が本件協定に基づきこのような情報を取り扱う場合は、それが生徒の健全育成という目的を達成するために必要かつ不可欠なものであると認められるときに限られるべきであり、本件個人情報収集及び本件外部提供により生徒の権利利益が侵害されることがないように、慎重かつ適切な対応をとらなければならない。

#### 本件個人情報収集の公益性・必要性

本件個人情報収集を行うことは、本人の同意を得ずに本人以外の者から個人情報を収集することに当たる。条例第7条第2項は、実施機関が本人以外の者から個人情報を収集することを原則として禁止する規定であり、その例外のひとつとして、同項第6号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて公益上の必要その他相当な理由があると認める場合が掲げられている。

本件個人情報収集の対象となる個人情報は、次に掲げる事案に係る生徒の個人情報であり、具体的には、当該生徒の学年、氏名、生年月日、住所、当該事案の概要、その他生徒の健全な育成のために必要と認める事項である。

ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案

イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案

ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が、学生証その他の書面による確認、保護者への確認等の方法により確実に証明できたもののうち、次の事由により学校との連携を必要と認める事案

(ア) 保護者への指導を行ったにも関わらず、不良行為を繰り返す場合

(イ) 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合

非行等問題行動を起こした生徒の再非行を防止し立ち直りを支援するためには、学校、家庭、関係機関の連携が必要であり、そのための情報の共有は不可欠である。本件個人情報収集を行うことにより、実施機関と警察が連携して早期に対策を講じ、生徒の再非行防止又はそれらの問題行動による他の生徒等の被害防止を図ることが可能となると考えられる。よって、生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

次に、本件個人情報収集により収集される個人情報は、生徒の犯罪等に

係る情報であり、条例第7条第3項により実施機関が原則として収集することを禁止されているセンシティブ情報に当たる。実施機関がセンシティブ情報を収集することができる同項における例外のひとつとして、同項第2号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠であると認める場合が掲げられている。

本件個人情報収集は、当該生徒の立ち直り支援を行うために役立てられるものであり、さらには当該生徒の問題行動による他の生徒等の被害の未然防止にもつながるものであることから、十分な必要性が認められるものである。

なお、実施機関において当該生徒に対し一方的に不利益な措置が行われることがないように、本件協定に係る協定書(案)において、当該生徒の処遇について、本件協定の目的を踏まえ、真に教育的な効果を持った適切な措置を講じることとされている。また、本件協定に係る実施要領(案)においては、学校において当該生徒に対する指導等を行う場合には、警察から収集した情報のみによることなく、当該生徒等から事実関係を直接聴取して弁明の機会を与え、反省の状況を観察する等、総合的に検討及び判断を行うこととされている。

以上の措置が適切に行われることが前提であるので、本件個人情報収集はセンシティブ情報を本人以外から収集するものではあるが、個人の権利利益が侵害されるおそれは低く、生徒の健全育成における公益性並びに必要性が認められると判断するものである。

#### 本件外部提供の公益性

本件外部提供を行うことは、本人の同意を得ずに実施機関以外の者へ保有個人情報を提供することに当たる。条例第8条第1項は、実施機関が保有個人情報を当初の目的以外の目的で利用したり実施機関以外の者へ提供したりすることを原則として禁止する規定であり、その例外のひとつとして、同項第6号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて公益上の必要その他相当な理由があると認める場合が掲げられている。

本件外部提供の対象となる個人情報は、次に掲げる事案に係る生徒の個人情報であり、具体的には、当該生徒の学年、氏名、生年月日、住所、当該事案の概要、その他生徒の健全な育成のために必要と認める事項である。

ア 生徒の非行等問題行動及びこれらによる生徒等の被害を防止するため、米子市日吉津村中学校組合立の中学校の校長(以下単に「校長」という。)が鳥取県警察の警察署(以下単に「警察署」という。)との連携を必要と認める事案(校内における暴行事案、薬物事案、集団非行事案等)

イ 生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案(生徒が犯罪の被害者となる可能性のあるいじめ行為、わいせつ行為、声掛け行為等)

ウ その他校長が警察署との連携を必要と認める事案

上記で述べたとおり、非行等問題行動を起こした生徒の再非行を防止し立ち直りを支援するためには、学校、家庭、関係機関の連携が必要であり、そのための情報の共有は不可欠である。さらに、近年、生徒を取り巻く環境が変化し、少年が犯罪加害者あるいは犯罪被害者になる事件が後を絶たず、携帯電話の普及等に伴うインターネット機能を使用したいじめ行為等実施機関のみでは解決が困難な問題も生じている。このように生徒をめぐる問題が深刻化する中、本件外部提供を行うことにより、実施機関と警察が連携して迅速かつ効果的な対策を講じ、生徒の再非行防止、生徒等の安全確保又は犯罪の未然防止を図ることが可能となると考えられる。よって、生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

ところで、前述したとおり、本件外部提供の対象となる事案は校長が警察署との連携を必要と認めたものに限られる。この点について、実施機関は、学校における問題については教育上の配慮等の観点から教育現場における対応を尊重すべきであること、また、それぞれの事案によって、その背景、問題行動の程度、事案に係る生徒の性格、学校の指導状況、他の生徒への影響の程度等が異なることから、画一的な基準を設けることは適当でないため、校長がそれぞれの事案ごとにそれらを総合的に検討し判断することとしたものであると説明する。

本件外部提供が最終的には校長の裁量的判断で行われ得ることは、生徒の権利利益と密接に関わる個人情報が必要以上に警察に提供されるのではないかという懸念を招く可能性も否定できない。しかしながら、本件協定の目的が生徒の健全育成であり、学校における生徒に対する指導・支援は常に様々な状況に応じて行われるものであることを踏まえれば、上記の実施機関の説明は一定の合理性があると当審査会は考える。

本件個人情報収集及び本件外部提供に係る個人情報の保護と利用の原則

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の収集が適法かつ公正な手段によって行われ、個人情報の外部提供が慎重になされることのみならず、個人情報の収集又は外部提供について、その目的を本人に説明する等適切な運用に努めることが必要であり、収集した個人情報又は外部提供された個人情報について、

その保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

本件個人情報収集及び本件外部提供の対象となるのは、生徒に係る個人情報である。また、本件協定の目的である生徒の健全育成を図るためには、学校及び警察のみならず家庭との連携が必要である。したがって、本件協定の締結に当たっては、生徒の保護者に対し本件協定の趣旨を説明し、本件個人情報収集及び本件外部提供に対する理解を得ることは不可欠である。この点について、実施機関は、本件協定の締結後に保護者に対し本件協定に係るリーフレットを配布し周知することとしている。

また、本件個人情報収集及び本件外部提供により実施機関、警察相互に提供する個人情報の保管・管理及び利用については、本件協定に係る協定書(案)及び実施要領(案)並びに実施機関の説明によれば次のとおりである。

実施機関、警察相互に情報提供を行うに当たっては、それぞれにおいて指定された連絡責任者及び連絡担当者が電話又は面接により行い、当該個人情報はそれぞれの連絡責任者が一元管理する。具体的には、実施機関においては、当該個人情報に関する文書又は電磁的記録を作成し、前者については記録簿を作成するとともに簿冊管理リストに登録し、施錠できる金庫等に保管し、後者については学校の職員専用の共有フォルダ内に保存し、パスワードを用いてアクセスを制限する。なお、当該文書又は電磁的記録の保存期間は5年とする。警察においては、当該個人情報に関する文書を作成し、施錠のできるキャビネット等に保管する。なお、当該文書の保存期間は、当該個人情報に係る事案が解決・解消するまでの間とする。また、実施機関及び警察が当該個人情報を取り扱うに当たっては、条例及び法令を踏まえ、その秘密を保持することとされており、生徒の健全育成を図るという目的を逸脱した取扱いをすることは禁止されている。

以上のことから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、かつ、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められるため、本件個人情報収集及び本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

## 結論

上記のとおり、本件協定に基づき実施機関が生徒に係る個人情報を警察から収集し、又は警察に対し提供することにより、実施機関と警察が連携して対策を講じ、生徒の再非行防止、生徒等の安全確保又は犯罪の未然防止を図ることができ、それにより生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件個人情報収集及び本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、いわゆるセンシティブ情報に該当するものであるが、生徒の健全育成という上記の目的を達成するためには必要かつ不可欠なものである。

さらに、収集した個人情報又は外部提供された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められるため、本件個人情報収集及び本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件個人情報収集及び本件外部提供について、冒頭の審査会の結論のとおり可と認める。

## 5 付言

本件協定の締結により実施機関、警察相互に提供することとなる個人情報が生徒の権利利益と密接に関わるものであることから、当審査会は次のとおり付言する。

本件個人情報収集及び本件外部提供に係る個人情報の管理については、本件協定に基づき適正に行われて然るべきであるが、本件協定の目的が生徒の健全育成にあることを念頭におきつつ、常に慎重かつ適切な取扱いを徹底するよう重ねて要望する。

なお、実施機関においては、情報提供を受ける警察に対し、個人情報の保護は個人の権利利益の保護であるという原則を踏まえ、本件協定に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請されたい。

本件外部提供を行うに当たっては、生徒の健全育成という本件協定の目的を逸脱することのないよう、慎重かつ厳格に対処されたい。

本件協定により取り扱う個人情報に、非行等問題行動又は犯罪により被害を受けた生徒等に関するものが含まれる場合は、そのような被害に関する情報は本人の心情を傷つけ、社会的差別の原因にもなり得ることから、特にその取扱いについて注意を払うよう要望する。

本件協定の運用状況について適切な時期に検証を行い、その結果に基づいて、本件協定の目的に照らし必要な措置を講じるよう要望する。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年12月25日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成25年1月25日 (本件に係る審査会第1回目)	・審議
平成25年2月21日 (本件に係る審査会第2回目)	・答申案の検討
平成25年3月25日	・答申の決定

平成 2 4 年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書  
(平成 2 5 年 6 月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開係  
〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390

Email [somu@city.yonago.lg.jp](mailto:somu@city.yonago.lg.jp)